

平成24年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成24年6月11日 午前9時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成24年6月11日 午後3時45分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	地域づくり・結婚支援課長	山口 久義
	副市長	中島 庸二	福祉課長	
	教育長	杉崎 士郎	健康づくり課長	西田 茂
	総務部長	中島 直宏	農林課長	中島 憲郎
	企画部長	松尾 保幸	学校教育課長	神近 博彦
	健康福祉部長	江口 常雄	収納課長	堤 一男
	産業振興部長	一ノ瀬 真	税務課長	池田 英信
	建設部長	松尾 龍則	観光商工課長	山口 健一郎
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	健康福祉課長	杉野 昌生
	会計管理者	三根 清和	茶業振興課長	
	総務課長	永江 邦弘	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	財政課長	筒井 保	環境下水道課長	土田 辰良
	市民課長	井上 親司	水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	古田 三男
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

平成24年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年6月11日（月）

本会議第3日目

午前9時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	梶原睦也	1. 犬猫対策について 2. 認知症対策について
2	園田浩之	1. 小中学校の2学期制について 2. 湯宿広場の活用とトイレの設置について 3. 第七及び第八土地区画整理事業区内の都市公園のトイレについて
3	辻浩一	1. 地域づくり・結婚支援課として今後の活動の展開について 2. スポーツ施設の充実に係る今後の構想について
4	西村信夫	1. 要介護認定者の障害者控除申請について 2. 塩田中学校建設に伴い教育現場に与える影響について 3. 畜産公害（水質汚染・悪臭）の対応策について
5	山口要	1. 総務・企画問題について 2. 健康・長寿問題について 3. 過去の提案について 4. 教育問題について
6	神近勝彦	1. 社会文化体育館の計画、実施について 2. 生活保護について 3. 観光施設について 4. 土曜開校について

午前9時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は、山口要議員が遅刻であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番梶原睦也議員の発言を許します。

○8番（梶原睦也君）

議席番号8番、公明党の梶原でございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問いたします。

今回は、市内の犬猫対策についてと認知症対策についての2点について質問をいたします。

最初に断っておきますが、犬猫対策につきましては、単に犬猫が好きだからだとか、嫌いだからだとかの問題ではなく、動物愛護の観点と公衆衛生の面からの提案でありますので、その点御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、嬉野市内におきましても、犬や猫を初めさまざまなペットが飼われていると思いますが、そのようなペットについてどの程度担当課として把握されているのか、お伺いいたします。

次に、犬につきましては、狂犬病予防法や嬉野市犬取締条例で適切な対応がとられていると思いますが、まだまだ課題があるのも事実でございます。また、猫につきましては、ふん被害や鳴き声による睡眠妨害など苦情も多く聞かれるところであり、その対策についてはどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。特に猫につきましては近隣自治体におきましても独自の条例を定め、対策をとられているところもございます。本市におきましても早急に取り組むべき課題だと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

なお、2点目の認知症対策につきましては質問席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。

それでは、梶原睦也議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、犬猫の対策についてと、2点目が認知症サポーターについてのお尋ねでございますが、壇上からは犬猫対策についてお答え申し上げます。

犬猫の対策につきましては、保健所と連携をとりながら対策を行っているところでございます。飼い犬につきましては、予防注射などを行うことなどによって大まかな飼い犬の情報を把握しているところでございます。しかしながら、野良犬につきましても情報をいただく場合がございますので、緊急にも職員が対応しているところでございます。また、野良猫につきましても増加しているとの情報がございます。以前の議会でもお答えしましたけれども、えさを与えないということを守っていただいて、野良猫の増殖を防いでいきたいと考えておるところでございます。

次に、御発言の条例等でございますけれども、去勢手術の助成制度等につきましては、野良猫防止の効果を先進地にお尋ねしてみたいと考えておるところでございます。

以上で梶原睦也議員のお尋ねについてお答えいたします。

○議長（太田重喜君）

梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

そしたら、通告書にも書いておりますけれども、まず、犬猫以外のペットの掌握、把握について担当課としてされているのか。特に危険動物等について、市内でそういった事例がないのか。それと、犬につきまして、今、嬉野市内で何頭ほど飼育されているのか。猫について概算でもいいですけれども、そういう数等は掌握されているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

特定動物ですけど、一応危害を与える動物になりますけど、県の許可が必要になります。今のところ県のほうに聞きましたところ、県内で2頭ほどおると。嬉野市内にはございません。

そして犬の登録件数ですけど、現在のところ、6月5日現在で1,522頭でございます。猫等については、今のところこちらのほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。猫は把握していないということですね。

そしたら、例えば先ほど危険動物については県の許可が必要だということで、市内には今そういうことはないということではありますが、そういう危険動物を例えば飼われた場合の規制等というのはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

規制等といいますと、人間に危害を加える動物になりますので、トラとかニホンザル、タカ、ワシなど、人の生命、身体、財産に害を与える動物ということでございまして、大体650

種類ほどいると思われています。規制関係は一応地域がございます。動物愛護管理法による全国の許可の規制になりますということがございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

嬉野市内ではそういう動物は飼われていないということがございますが、そこら辺、例えばヘビとか、そういうのもあると思いますので、今後そういうのが出てきた場合の対応というのはきちっと決めておっていただきたいと、そういうふうに思います。決まっているということがございますけれども、そこら辺についてはよろしく願いしておきます。

続いて、動物愛護ということがございますが、きょう質問しますのは、犬猫対策ということで質問させていただきますけれども、佐賀県の県の条例の中に佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例というのがございます。これは県の条例ですけれども、この中で第4条の中に、「県民は、動物の愛護に努めるとともに、法及びこの条例に基づき県が行う施策に協力するよう努めなければならない。」という項目がありますけれども、この動物愛護ということに関してどういう思いを持たれているのか、市として動物愛護に対してはどのようなお考えなのか、この点についてお伺いいたします。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前9時8分 休憩

午前9時8分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

本来ならば、猫犬関係は飼い主本人が近隣者に迷惑かけないように責任持って終生飼育していただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

結構です。

そしたら、今度は6条になりますけど、この県の動物の愛護及び管理に関する条例の6条で、「多頭飼養者は、飼養数が6以上となった日から30日以内に、その飼養数が6以上とな

った飼養施設の」云々とありまして、そして「知事に届け出なければならない。」という項目がありますけれども、本市におきましてこの項目にかかっている方がいらっしゃるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今のところ、うちのほうでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、市内でそういう6頭以上飼われている方はいらっしゃるということで理解していいのか。

それと、こういう現場を見て回るとか、そういうことは実際されているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今のところ現場は把握しておりません。一応住民さんのほうからも地域の方からも報告があっておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら、今、嬉野市内ではそういう報告が上がっていないということではありますが、こっちから積極的にそういうのを現場を見に行ったりとかということはされていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

そうでございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら、市としてはそういう苦情等が上がってきたときに対応するという理解していいということですね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

はい、そうでございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

そしたら、次に、犬について質問させていただきます。

嬉野市におきましては、嬉野市犬取締条例というのがございますけれども、この条例の中身を見ますと、市民に対して危害を加えることを防止すること、それと野犬の駆除、この2つが主な内容となっておりますけれども、間違いないでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

そうでございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、担当としてこの条例のままでよいとお考えなのかどうか、その点について伺いたいします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今のところこの条例でいきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

これは何でこういうふうに申しましたかといいますと、犬についてはもう皆さん御存じだと思いますけれども、市内の市道に限らずですけど、道路等にふんがあつたりとか、民家の敷地にふんがあつたりとか、そういう現状がございます。公園等に行きますと、公園を散歩していてもふんがあるような状況でございます。私はそういうふう聞いてはいるんですけども、担当課のほうでそういう苦情等が現実に来ていないのかどうか、その現状はどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

たびたび苦情はあっております。一応現場を目撃すれば飼い主のほうに指導ができますけど、今のところ道でふんをしたところを見つけて指導するということはできておりません。それで、一応予防接種等のとき、パンフレットとか、指導はしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

指導はしているということですが、基本的には飼い主のマナーに任せるしかないというのが今現状だと思うんですけども、佐賀市におきましては、この犬取締条例とは別に、飼い犬のふん害の防止に関する条例というのを制定されておまして、飼い主に対してふん害が出ないようにその条例で指導して、またその違反者に関しては罰則規定まで設けてあるわけですね。また、伊万里市においてもそういう同様の条例を定めてあります。県内全部見たわけじゃありませんのでわかりませんが、この2つに関してはそういうふん被害に対する対応の条例を制定されております。この点について本市ではそういった対応、先ほどこの条例で十分とおっしゃいましたけど、市長、そこら辺についてこれで十分なのか、こういう条例を定めるべきじゃないのかについてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

以前からいろんな御意見を承っておるところでございます。それについてはできる限り告知看板を立てたり、いろんなことでお知らせをしたりして、今のところできるだけ早く対応をいたしておりますので、そういう点でぜひマナーの確保ということができればというふうに思っておるところでございます。

また、条例化につきましては、先ほどの冒頭でもお答えしましたが、ほかの案件もございいますので、これから勉強をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

この点はしっかり今の中で対応ができていないのが現状ではないかと私は思いますので、その点よろしく願いいたします。

続いて、野良犬についてお伺いいたします。

野良犬についての今市内の現状と、年間大体どれくらい捕獲されているのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

野良犬に対しては、今のところ苦情があった場合は、箱わなを貸し出したり、うちのほうが持って行って捕獲したりしておりますけど、大体数字的には100頭前後と思われまして。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。犬に関しては狂犬病予防法等がありましてそういう捕獲もできるわけですが、続いて、猫について質問させていただきます。

猫はもう本当に好きな方は物すごくかわいがられているわけですが、実際、先ほど話がありましたように、数等については行政のほうでは把握できないというのが現状ではないかと思っております。猫に対する苦情というのが物すごくふえておりまして、私も回ったら、猫ばどがんかしてもらえんやろうかみたいな要望をいっぱい受けます。猫に対する苦情にしまして、このふん尿被害、また春先の発情期にはにおいがきつくなると、そういうふうに言われております。鳴き声で寝れない、雄同士がけんかしたりとか、そういう発情期には特にうるさくて寝れないと。軒先とか倉庫とかで子猫が産まれて、その処分に困るとか、そういう苦情等がふえております。この点についても先ほどと同じ質問になりますけれども、行政

のほうでそういう苦情等があっていないのか、現状はどうなのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

季節的に発情期のときは隣近所から迷惑な声が聞こえてくるという声は聞こえてきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

迷惑な話が聞こえてくるということで、対応はどうされているのか知りませんが、個人では例えばペットボトルを置いたりとか、猫の忌避剤をまいたりとか、個人的にはされております。しかし、個人でできる範囲というのはもう限界があるわけですね。特にペットボトルに関しましてはほとんど効果がないと、そういうふうな報告も受けておりますけれども、それにもかかわらず、いまだに市内を見回すとペットボトルをいっぱい置いてあると、これが現状ですね。こういう光景を見ましてどう思われるのか、お伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

もともとペットボトルを昔は置いておりましたが、今議員発言のとおり、余り効果があっていないと思われまます。もともと野良猫は、もともとをたどれば飼い主の手から離れて発生したものでございますから、さっきも答弁いたしましたように、飼い主本人が近隣者に迷惑をかけないように責任持って終生飼育していただければこういう公害は起こってこないと思われまます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

ちょっと後のほうでまた質問しますので結構です。

そしたら、猫といっても飼い猫と野良猫がいるわけですね。伊万里市の先ほど言いました条例の中には、飼い猫については名札をつけて飼い主を明らかにすると、この猫はだれの猫だとわかるようにきちっとすると、そういうふうに条例で義務づけられております。ここ

ら辺について、飼い猫と野良猫のあいまいさ、なかなか簡単にはいかないというのはもう現状わかりますけれども、基本的に飼い主の方は自分の飼い猫がどの猫かというのはわかっているわけですので、この部分はできるわけですよね。野良猫だけ区別するというのは難しいでしょうけど、飼い猫を自分の猫だと、これを証明するのは基本的に何も難しいことではありませんけれども、こういう区別についてはどのようにお考えか、お伺いたします。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今のところ飼い猫と野良猫の区別は担当課のほうではわかっておりません。区別もできないと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

後のところがちょっと聞き取れなかったんですけど、できないと思いますということですか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

そうでございます。今のところ飼い猫と野良猫の区別ははっきり言ってできないと思います。さっき議員発言のとおり、名前札か何かつけておれば所有者がわかると思いますけど。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

名前札をつけてくださいと言っているんですけども。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

今のところ、議員発言のとおり、一応研究はしたいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

そしたら、この猫に関しましては、先ほど課長もおっしゃったように、飼い猫が子どもを産んで、それが野良猫化すると、そういうのが結構多いわけですね。すべてではございませんけれども、また、その子猫にだれかがえさをやって、その子猫が大きくなって、また先ほどのような被害を起こすと、この悪循環になっているわけです。もちろんそれは人の問題だけじゃなくて、猫自身もですね、猫自身というか、猫にとっての環境も悪くなっていると、住みにくい環境になっていると。これが悪循環になっているわけで、猫にとってもそういう悪い環境の中で病気が蔓延したりとかしているわけですが、先ほどの話に戻りますけれども、こういうことについてはどういうふうにお考えなのか、再度の質問になるかもわかりませんが、お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

いわゆる最初はペットで飼っておられたものが野良猫化するということですので、そういう点につきましては、持ち込みをしていただければ処分する方法はございますので、そういうところをぜひPRをしていきたいと思っております。ですから、野良猫になってしまうというふうなおそれがある場合については、一応申し込みをされた分については処分をするということ是可以しますので、そこらについてはぜひ御理解いただいて御協力をいただければ、幾らかでも野良猫の発生は防げるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

この問題は、まずは野良猫と飼い猫の区別をはっきりとして、飼い猫に関しては飼い主がきちんと責任を持つと、ここがまずは基本ですね。野良猫にはえさをやらないようにすると、そういうふうには私は考えます。現実的には、先ほど言いましたように、子猫がいればかわいからえさをやりたいと、そういう気持ちはわかりますけれども、その悪循環に陥るといって、そこら辺をきちっと市民の方にも御理解をいただくようにやっぱりすべきではないかと。このままの状況でほったらかしておいていいとは思っていらっしゃると思いますけれども、何らかの対策をやっぱりしていただきたいと、そういうふうに思います。

佐賀市におきましては、飼い猫に関しては完全室内飼いを推奨していると。ここら辺に関

してはもう本当に飼い主の方の理解をいただかないと、私もこの質問していますんで、苦情がいっぱい来るかもしれませんが、飼い主の方に関してはそういう対応をしっかりとさせていただきたい。先ほどの佐賀市では飼い主の不妊去勢手術、子どもを産まないようにしております——しておりますというか、助成制度を設けております。通常、不妊去勢手術、雄は1万500円と、雌は2万1,000円と、佐賀市内の動物病院等ではこういう値段でされているということでございます。それに対しまして佐賀市では雄が2,000円、雌が4,000円の助成制度というのを設けられております。

ちなみに、先ほど話がありましたように、佐賀県内で処分される、かわいそうですけれども、処分される猫の約8割、この8割が飼い猫の子どもだそうです。有田町についてもこういう不妊去勢手術の助成制度というのができておりますけれども、先ほど市長は今後研究しますということでありましたけれども、こういう去勢手術等の助成等を本市でも取り組むべき時期じゃないかと思っておりますけれども、この点について市長、もう一度伺いたいします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

冒頭お答え申し上げましたように、今いろいろ上げられました先進地がございますので、その効果というものを一応調査させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

ちょっとくどいようではありますが、この佐賀市におきましては、先ほどは飼い猫ですよね。野良猫に関しても地域猫制度というのを利用しまして、野良猫の不妊去勢手術費用を市が助成しますので、地域に住んでいる猫を自治体やグループで管理をしていると、そういうことでございます。先ほど市長が成果とおっしゃいましたけれども、これまでのそういった成果としまして、そういった処分するような不幸な野良猫をふやさないだけではなくて、発情期の大きな鳴き声やけんかの減少、尿のおいひの軽減など相当効果があったと、そういうふうな報告をされております。

ちなみに、手術をした野良猫に関しましては耳先をカットしまして、この猫は不妊の手術をしていますよというのがわかるようにしてあるそうです。このような対応を本市でも取り組んでほしいということで希望しますが、先ほど市長が答弁されましたように、しっかりこちら辺も研究していただいて本市でも取り組んでいただきたいと思います、そういうふうに思いま

す。

最後に、野良犬や野良猫が敷地内で子どもを産んだ場合、その対応、また飼い犬や飼い猫が子どもを産んだ場合の対応についてはもちろん飼い主が対応されると思いますけれども、その点について、まず本市の状況です、野良猫、野良犬が敷地内で子どもを産んだ、そのときの対応というか、その敷地内の人責任持ってやるのかです、それともどういった対応がほかにされるのか、その点についてまず野良のほうについてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前9時28分 休憩

午前9時28分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

すみません。お答えいたします。

隣の敷地内に野良猫、犬等が産んだ場合は、連絡があればうちのほうで対応しております。以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

そしたら、例えば敷地内に自分の飼い猫、飼い犬の子どもじゃないのが生まれた場合は、環境下水道課に連絡すれば引き取ってもらえるというか、取りに来ていただけるということと理解してよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ああ、わかりました。そしたら、その点はそういうことで対応されているということですね。

ちなみに、年間どれくらいそういった例がございますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

大体50件程度と思われまして。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

50件ですね。わかりました。

そしたらですよ、次に、これは先ほど言いましたように、飼い犬、飼い猫に関しては飼い主の責任でしょうけれども、実際ですよ、そういう引き取ってくれといった事例が出た場合、杵藤保健所との絡みもあると思いますけれども、こちら辺についても対応されているということでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

飼えなくなった犬とか猫は有料で引き取っていただいております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

また話戻りますけれども、こういった形で現実には処分されているわけですよ。もうかわいそうですけれども。やっぱりこういったことがないように、先ほど言いましたような対応をやるべきじゃないかなと思います。単に産んだから処分して終わりですよみたいな考え方じゃなくて、もう一番もとのところに戻りますけれども、不妊とか去勢手術、猫にとってもかわいそうと思われるかもしれませんが、結局、ここに行き着くわけですよ。最終的には処分と。こういう点から、一番最初に言いました動物に対する愛護の話をしてしましたけれども、そこについてどういうふうに思いますかというところに戻ってくるんですけども、こういう部分も全部含めて今後対応を考えていただきたいと。だから、ふんをしたからとか、要らん子どもが産まれたから処分するとか、そういうところの対応ということじゃなくて、そうならないような対応ということで今回質問に取り上げさせていただきました。この点について最後市長、よろしく願いいたします。全体的な考え方としてもう一度お願いいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

規制ができるものについてはやはり規制をしないと、冒頭の御質問にありますように、野良犬、野良猫がふえているからという御質問だったろうと思いますので、やはり今の状況の中で地域の方にも御理解いただいて、私どもとしては処理をしていきたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

その点よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

認知症対策についての質問でございます。これは以前も平成20年の12月議会でも取り上げたことですが、認知症というのは脳機能障害による体の病気でございます。普通の自然な老化現象とは違うということでございます。また、急に物忘れが激しくなったりとか、そういう症状が見られたら、医者診察を受ければ改善、また完治できるものもあるということで、早目の対応が必要であるということでございます。現在、日本国内では認知症の方が170万人以上いらっしゃるということで、65歳以上の男性の55%、また女性の66%がいずれ認知症になると、そういう報告もございます。

そこで、本市での認知症対策としての主なものについてどういったものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私どもの嬉野市役所では、この認知症対策ということにつきましては先進的に取り組みをしようということで、全職員が認知症サポーターになろうということで資格の講習を受講したところでございまして、ほぼ全職員が受講してくれたというふうに思っておりますので、すべての施策の中で、この認知症対策の必要性というものについては承知をしながら努力していくというふうになっております。対策としてはたくさんあるわけでございますけれども、要するに、専門家を交えた対策もございまして、また、私どもの保健師等が日常の活動の中で努力をしていることもございます。また、長期にわたる認知症の予防ということになりますと食生活、そういうものからも派生するというふうになっておりますので、毎年多くの予算をいただいて施策を展開しておりますけれども、そういうものも今の現在認知症は非常にふえている状況の中では、すべての福祉の施策はやはりこの認知症の予防を行うような、そういう意味合いを持ってきているというふうに思っております。そういうことで、全職員がサポーターを受けたことによって、通常の業務の中でもやはりこの認知症に対するあり方、対し方といいますか、そういうものをちゃんと理解して仕事ができるというふうなメリットがあったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。

先ほど市長答弁の中でサポーターの話が出ましたけど、このサポーターについては、私、平成20年の12月議会で認知症サポーター養成講座を本市でも取り組むべきだということで要望いたしておりました。昨年でしたか、一昨年だったかと思えますけど、本市でも、私も受けましたけれども、オレンジのリングを修了のあかしでもらいましたけれども、その後、このサポーター、これ実際、国の施策の中で100万人キャラバン運動という形でこの取り組みが始まったと思えますけれども、その後、1回やったんですけれども、今後そういうサポーター運動に関してはどのように取り組まれるのか。もう1回やったからあれで終わりなのか、職員、議員も受けましたけれども、もっと関係者、市民まで広げていくような、そういう認知症の意識を高めるような運動として取り組まれていくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

このサポーター養成講座につきましてはぜひ継続していきたいなというふうに思っております。現在、嬉野市内では高校生の方とか、子どもとか、それから、各地区からもお願いした方とか、いろいろ合わせますと570人を超える数字が来ておりますので、600人近くの方が認知症サポーターとして各地域にもいらっしゃるということでございます。子どもとしては毎年新採職員も入りますので、これはずっと継続していきながら、そして、この認知症についてのやはり正しい知識を持って仕事ができる職員というのは非常に大事だと思っておりますので、継続して行ってまいりたいと思います。また地域でもいろんな機会に講習を受けていただいて、600人近くの方が現在嬉野市ではおられますので、そこでもっとふえていただければ、もう地域全体で認知症に対する正しい情報というのを理解していただくと、地域が広がっていけば非常にいいことだと思いますので、継続して行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

単発にならないように継続的にお願いしておきます。

また、同じくそのときに提案したことなんですけれども、そのとき全く同じなんですけど、伊万里市で取り組んでいる認知症の高齢者を対象にして見守りサポーター派遣事業というのがございまして、このときに本市でもこれに取り組んではどうかということで提案させていただきました。これは、認知症の方の家族の方がどうしても用事があるときに、その御家族の方にかわって認知症の方を見守ると、そういう制度でございまして。そして、そのサポーターの方は認知症患者への接し方など、市が定めた研修を受けたサポーターが依頼者宅を訪問すると。様子を見守ったり、話し相手になったりすると。基本的に身体介護とか家事援助というのはやりませんが、トイレ等への誘導等は行うということでございまして。その実際の業務は、市のシルバー人材センターに委託しまして、利用としては1日2時間以内、週2回までとなっております。利用料は本人負担が1時間200円、そして市の負担が800円ということでございまして。この制度、私先ほど言いましたように、20年の12月議会で提案いたしました。そのときに、この提案に対しまして、いい取り組みであり、サポーターの養成ができないか考えていきたいと、このとき、こういうふうな部長答弁がありました。市長の答弁は、今は愛の一声運動の充実を進めると、しかし、見守りサポーターが組織的に、また断続的に動けるのかを確認して取り組みを進めてまいりたいというお答えになりました。この件につきまして、その後研究はされたのか、また、それにかわる制度として本市で取り組まれていることがあれば伺いたします。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

認知症の患者の方に関する直接的な支援の方策というのは現在まだとれていないのが現実です。介護サービスの中で、認知症の方、介護度をお持ちの方、その方に対しても介護のサービスという、そういう面でのサービス、あるいは先ほど言葉の中にもありましたような愛の一声運動、そういう取り組みの中で、認知症の方に対する支援ということに取り組んでいるところが現状です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

その愛の一声運動というのは、ひとり暮らしの高齢者の方の声かけですよね。だから、先ほど私が言いましたように、家族の中に認知症がいる方というのは基本的に対象にならないと思います。あともう1点は、介護に関しては介護保険制度にのっとらないとできないわけ

ですので、単に認知症だからできるということではございません。この点は説明があったとおりだと思いますので、この点も含めて対応をお願いしたいと思います。

認知症になりますと、基本的には本人もちろん大変でありますけれども、家族の心労がはかり知れません。今後、高齢化に伴いましてますますふえていく認知症、こういう対策に関してはもう積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。市長最後、この点、高齢者対策も含めまして、認知症対策、今後どのように、先ほどは課長から答弁がありましたように、まだ不備なわけですよ、その愛の一声運動にしましても、介護の部分にしましても。そこら辺について対応を今後考えていかないといけないと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

先日、議員も講習会等で受けられたわけでございまして、あのとき非常に参考になりましたのは、認知症の方が地域で、この方は認知症であるということを地域の方が理解をしてくれるというふうな地域が一番大事だと。その活動役としてサポーターとしてもっとふえてくれれば良いというふうなお話をされて、そういうことだなというふうに考えたわけでございまして、その前提としては、市役所の全職員が認知症の方について理解をしようというふうなことでございます。今、お尋ねのそれぞれの家庭、また地域において非常にお困りの点は十分承知をいたしております。そういうことで、今担当も申しあげましたように、やはり制度の中でぴしっとした形でこの認知症の方に対する対応策というものをできないか、もう少し勉強をしていきたいというふうに考えております。

ボランティアという話もありますけど、やはりボランティアになりますと、もちろん十分動き出すというのは承知はした上での話ですけれども、やっぱり限度というのが出てくると思うんですね。ですから、そこを今議員御発言のように、制度として導入できないかという御提案ですから、もう少し勉強をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

はい、わかりました。そしたら、認知症はそういうことです。

認知症を今度は予防する対策としては、先ほど市長が言われましたように、食事とか、いろいろ話がありますけれども、認知症と難聴、耳が聞こえないというのが深くかかわっているということでございます。耳の聞こえが悪くなる過程の中で、外出や周囲とのコミュニケ

ーションが少なくなると社会的な参加がしづらくなると。家庭内でも孤立したりとか、閉じこもりたりとか、それから、うつになったりとか、認知症に発展するケースがあると、そういうことでございます。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらさと自覚している人が21.6%、これが70歳以上になりますと25.2%と、4人に1人が難聴を自覚していると、そういうことでございます。加齢性難聴、要するに、年を重ねていくことによって耳が聞こえなくなる、聞こえづらくなる、その発症率というのは60歳以上で30%、70歳以上で60%、85歳以上では80%の方がそういう難聴になると、そういうふうに言われております。

そういう中で、この高齢者の難聴を予防するという意味におきまして、特定健診の中で難聴検査の導入をすべきではないかというふうに考えますけど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回、議員の御提案につきましては、いわゆるだんだん聞こえなくなると会話が成り立たないとか、閉じこもりになってしまわれるとかというふうなことから引き起こる認知症だろうというふうに思いますので、これは専門家の方と一応相談をさせていただいて、そのようなことが本当に実際認知症の発症にどの程度影響をしているのかということについて勉強をさせていただきたいと思っておりますので、専門医の御意見を承った後に一応判断したいということと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

今の件につきましてはもう先進地等では取り組まれていることでございますけれども、そこら辺、先ほど市長が答弁されましたように、専門家の方としっかりと連携とりながら進めさせていただきたいと、そういうふうに思います。

最後に、この認知症対策も含めまして、今後の高齢者対策につきましては、国による施策の充実がまず第一義であると、そういうふうに思っております。しかし、この現場である自治体の対策というのが重要になってまいります。市長におかれましては、ますますの高齢者対策の充実を努めていただくことを期待いたしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。9番園田浩之議員の発言を許します。

○9番（園田浩之君）

9番園田浩之です。ただいま議長より許可を得ましたので、通告書に従い質問を行います。平成14年度から国公立の学校完全週5日制が始まり、2学期制を嬉野町では平成16年度から、塩田町は18年度から導入をされました。

2学期制を導入するに当たり、小・中学校の校長会、あるいは教育委員会等で当然審議、論議を交わされた後に2学期制を導入されたことと思います。授業日数の確保のため、長年続いてきた3学期制をあえて2学期制の導入に踏み込まれたことだろうと推測します。

これまでに数人の同僚議員が幾度となくどうもなじめないから3学期制に戻すべきではないだろうかと提案、提言をされた経緯があります。

教育長は、一貫として今の2学期制を変えないという答弁でございました。しかし、今年度から新学習指導要領の全面実施に入ったことを受け、福岡県が土曜日授業を認めたほか、土曜日授業の試行や導入検討を表明する自治体がふえております。今後、授業時間の確保が困難であることを理由に土曜日授業を実施する自治体が、さらに増加することが予想をされます。

当市においても土曜日授業と、それに伴って2学期制から3学期制に戻す検討をすべきだろうと思いますが、その点、市長と教育長の見解を伺います。

壇上ではここまでで、次からは質問者席にて質問をさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

園田浩之議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、小・中学校の2学期制等について変更したらどうかというふうなお尋ねでございます。教育長へのお尋ねもございますので、ちょうど教育長からもお答え申し上げます。

現在、嬉野市内の市立の学校におきましては、2学期制がとられておるところでございます。2学期制導入につきましては、当初はなじみにくいとして意見がございましたが、いろんな方々と協議をして現在では定着できているものと考えております。

授業時間の確保や学校行事が幅広く取り入れやすくなったと言われておるところでございます。加えて学力につきましては、ここ数年の学力テストにおきましても全国平均以上になっており、県内では上位にランクされているところでございます。

また、クラブ活動におきましても、県内でもトップクラスにありますので、2学期制の成果が出ているものと考えておるところでございます。

これだけの成果が出ておりますので、変更するとなると、以前の3学期制度のマイナス部分を復活させることになり、慎重に対応しなければならないと考えておるところでございます。

以上で園田浩之議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

小・中学校の2学期制等についてお答えを申し上げたいと思います。

佐賀県が打ち出しております佐賀県総合計画2011の中で、教育委員会の分野につきましては、土曜日や日曜、そして長期休業を活用した教育活動の充実を重点項目に掲げております。

この佐賀県総合計画に上げられております土曜開校のねらいは3点ございます。

1点目は、授業時数の確保であります。

2点目は、ICTを使った学習や外国語学習、補充学習などによる学力向上に対する方策であります。

3点目は、地域と連携した体験学習を通して特色ある学校づくりであります。

この3点につきまして、嬉野市の現状につきまして申し上げますと、まず1つ目の授業時数の確保についてでございますが、嬉野市の場合は議員御発言のとおり、2学期制を実施しております。平成23年度より新教育課程の充実となりましたが、小学校でも十分授業時数が確保できております。

また、平成24年度からは学習指導要領が完全実施される中学校におきましても、既に前倒しをして授業時数を確保しており、24年度の標準時数を平成23年に既に確保できている状況でございます。

2つ目の学力向上対策につきましては、長期休業中の補充学習を初めとして、少人数指導やTTによる授業など、個に応じたきめ細かな指導が行われ、学力向上対策がとられているところでございます。

3点目の地域と連携した体験学習等につきましては、学校行事や授業参観等を含め、各学校の特色を生かし、必要によっては土曜日や日曜日等の開催が行われております。

このようなことから、現段階において土曜日の開校を積極的に進める姿勢はないと考えております。

むしろ、この時期に来て思いますことは、2学期制を先行導入していたことが、功を奏したのではないかというふうに思っているところでございます。

以上、お答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

先ほど市長は3学期制のマイナス部分を、あえて戻す必要はないという答弁がありましたけど、マイナス面というのはどういうことを意味するものでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど教育長もお答え申し上げましたように、その当時、3学期制の場合は非常に授業時数が確保できにくいというふうなことがございました。それと、学校行事が非常に窮屈になってくるというふうな話があって、それぞれ現場の先生方もいろいろ意見を出していただいて2学期制に導入されたというふうに思っております。その当時の話でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

学校授業が窮屈になるということで3学期制を2学期制に変えられたということですが、県内の小・中学校で14年以降、何校2学期制にされたか、それで現在どうなっているかをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

2学期制の導入の県内の数ということになるかと思えますけれども、16年度に2学期制を導入した学校は、嬉野市以外では旧武雄市内の8小学校、3中学校の11校でございます。

また、平成16年以前に導入していた学校は、県内では牛津中学校、それから伊万里市立山代中学校の2校でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

パーセンテージからいうと、どのくらいに当たりますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

パーセンテージということになります、割合からいきますと、23年度では大体全国的な

部分も含めると21.9%ぐらい、それから、中学校ではこれも21.9%ぐらいになっているようでございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

それでは、8割弱が3学期制というふうになる——逆算するとそうなるわけですね。わかりました。

それでは、新学習指導要領がそれぞれ小・中学校始まっているわけですがけれども、授業時間がふえた時間数をちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

新学習指導要領によって時間数がふえた数ということでございますが、中学校では23年度までは980時間でした。24年度からは1,015時間ですね、それになっております。

それから、小学校では学年によって違いがございますけれども、移行前でございますが、これでいきますと、小1が816時間、それから2年生が875時間、3年生が945時間、4年生が980時間、5年生も980時間、6年生も980時間というぐあいになっております。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

私がお尋ねしたのは、始まってから授業時間がふえた時間数をお尋ねしたつもりだったんですけども。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

中学校の場合は、旧のときは980時間ですので、24年度から1,015時間ですので、いわゆる35時間の増になっていると思います。要するに、今1割程度だというふうに御理解いただければと思います。（「小学校」と呼ぶ者あり）

小学校も学年によって多少は違いがありますが、大体そういう時間帯でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

それぞれ月に30時間、35時間ですか、ふえたということになるわけですね。（「年間です」と呼ぶ者あり）年間、1年間ですね。

月に換算すると4時間前後になると思うわけですが、今までも例えば前回の質問でどなたか忘れましたが、運動会が9月に実施されておりますけれども、あの暑い暑い9月に実施しなくても、幾らか涼しくなった10月にしたらどうだろうかという質問の中で、教育長の答弁は、もういろいろと行事が組まれて時間の確保が困難であるために、あえて9月にやっているということでした。

そういう中に、さらに月4時間ですか、週——半日分ですよ、さらに時間数がふえるわけですので、さらに窮屈になることは必然とわかるわけですが、そういうことも含めて、あえて——あえてと申しますか、壇上では3学期制についてとあわせて、土曜日授業の開始を検討されてはどうだろうかという質問をいたしました。土曜日授業についての答弁がちょっと私、聞き漏らしたのか、なかったのかわかりませんが、土曜日授業の開始についての検討はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほど壇上でも申し上げましたけれども、佐賀県総合計画2011では、いわゆる土曜日、日曜日、長期休業、これは平日でございます。このうちを土曜——まとめて土曜開校をという話になっております。

したがって、嬉野市では長期休業日に2年前から小学校では、いわゆる学力的に十分じゃない子どもさんを自主的に呼んだり、中学校のほうでは最低3日間ぐらいの授業設定日あたりをして、補充指導をしております。

そういうことで、いわゆる授業時数は先ほど言いましたように標準時数の1,015時間ですけれども、はるかに各学校とも1,050時間から多いところは1,080時間ぐらい実施をしておりますので、それに夏休みに呼び出して個別指導をやるということを言っておりますので、県のほうに説明は、あえて土曜を開校しなくても長期休業中に、いわゆる子供たちを呼び出して、しているということで嬉野市は対応するというふうに話を申し上げて、そこまで県のほうも了解をいただいているところです。

したがって、さきの議会で教育環境の整備ということで、エアコンあたりを設置していただくことになりましたので、それを設置できれば本当に夏休みの3日程度の授業日に切りかえますと、いわゆる6時間でいいですと三六、十八時間も伸びるわけですので、そういったことで、今後対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

そういった土曜開校ということですが、土曜開校じゃなく、私どもとしては現在してきている夏休みの状態を充実させていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

大体教育長の考え方はわかりました。

しかし、教育長の答弁の中で嬉野市の学力は全国的にも標準をクリアしている、県内ではトップレベルのところに位置しているという答弁ではございましたけれども、それはそれで満足をするところではございますけれども、かつて、日本の子どもたちの学力は世界においてもトップクラスだったはずで。

同じように日本の産業、いわゆる国力ですね、いろんな分野でもトップクラスを維持しておりました。ゆとり教育が始まってからと申しますか、それから、どんどん子どもたちの学力も世界的に落ち込むというか、あわせて、それに伴うような形で日本の経済、国力も現在落ち込んでいるようになっております。

それで、学力の国際比較表をちょっとインターネットで調べたんですけども、2000年から3年置きに3年、6年、9年という比較表がちょっとあったもので、2000年は数学は1位、3年は6位、6年は10位、9年は9位と、数学がですね。科学が同じように2位、次の年は2位、6年は6位、次は5位と低くなっております。

読解力は8位、次が14位、15位、2009年には8位とまた盛り返してはいるんですけども、注目すべきは、アジアにおいて上海、香港、シンガポール、韓国、台湾も含めるところもありますけれども、大体その下位に甘んじているというか、準じているわけですね。

佐賀県においては、それで当市は学力も全国の平均以上だ、佐賀県においてはトップを位置しているからというふうな御答弁でありますけれども、世界的に見ますとそのような形がありますので、ここはもうちょっと視野を広めて、もうちょっと子どもたちに、あるいは学校の先生たちにおかれましても、ゆとりと言っただけはおかしいんですけども、余裕のある授業、カリキュラムが組めるように、土曜日の再開——再開じゃないですね。土曜日の授業の開始を検討を、せろと言うんじゃないですよ、検討を始める必要があるんじゃないかなと思うわけではございます。

東京都では22年度から地域住民や保護者の公開授業などを条件に、月に2回小・中学校の土曜日授業を平成22年度から取り決めているわけではございます。栃木県も24年度から同様に2回、小・中学校の土曜日を認めております。

全国的な流れとして、平成24年度、今年度を前に土曜日授業の実施や試行、検討を表明する自治体が相次いであらわれております。壇上でも申し上げましたが、先ほど福岡県では3月にもう実施を認める方針を通知しているわけですね、福岡県は。

このようなことから当市も土曜日授業の検討をされるべきだと思うわけではございますけれども、あえてもう一度市長と教育長の検討に関しての御答弁をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほど2000年からのPISAの話をなさいましたけれども、2009年には、いわゆるゆとり教育の見直しがあって、学力の低下の打ちだめになってきているというふうに思います。

したがって、いわゆる見直しのために新学習指導要領が提案をされて、各段階で1割程度の復活をするということになったわけですね。したがって3学期制を導入している学校は、現在私の知る限りは、各教育長さんに聞いた限りは、行事と、それから授業と今で行くと、もういっぱいいっぱいだそうです。

いわゆるインフルエンザ等が出れば学級閉鎖、学校閉鎖等は一切できないと、休んだ分、7校時等を補充をしなくちゃならないという状況であります。そういう中で言われてきているのがその土曜開校ということになっているようですね。

議員がおっしゃる東京都などでは、月に2回上限です。佐賀県の考えているのは月に2回上限です。したがって、月に2回上限で年間どれくらいやっているかということ、1日しよるだけのところもあります。それはしているところにカウントしている状況もございます。したがって、私の嬉野市では、先般も話しましたように、県の話し合いの中では、いわゆる土曜開校じゃなくて、夏休みの間にとということで勉強会をしておりますので、その充実を図っていきたいということで、授業時数がさらに今現在、ある学校では1,050時間あっているのに、上限としてどれくらいとれるのか、そこを積み重ねていくと授業時数の確保は十分できていくものと思っております。

ですから、あえて土曜日に開校した場合には、いわゆる長期休業中に学校の先生のまとめどりをしなくてはならないわけです。そうした際に、7月いっぱいの中体連がございまして。県大会がございまして。8月になって8月10日から20日までは、県教員のほうはどちらかという先生方の年休取得をするようにということで行事を入れないことになっているんです。そうすると、8月1日から10日まで、あるいは8月20日以降、この20日間の間に子どもたちを呼んで授業をするということになると、大体夏休み中に校内研あたりをしっかりと入れております。

したがって、それに休みが入ってくると校内研あたりの研修とか、いわゆるICTの研修とか、そういうものが組めなくなってくる。物すごく逆に先生方が多忙感が出てくるということもございまして。

そういうことからすれば、いわゆる嬉野方式が私にはいいのではないかというふうなことを思っているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

研究をするかどうかということでございますので、それはいろんな情報は集めて勉強するのは、もうやぶさかではございませんので、私は私なりにしていきたいというふうに思っております。

ただ、以前ございましたゆとり教育から少し変更されたわけですけど、あのとき私は、ゆとり教育は日本の教育のすばらしさをようやくつくり出してきたので継続すべきであるというふうに議会でも発言しておったわけですけど、その逆の方向に行ったわけでございます、しかし、結果的には今議員御発言のように国際的には非常に評価が下がってきていると、ランクがですね、そういう課題を生じておるわけでございますので、いろんな情報を収集しながら、できるだけ将来の子どもたちが国際的にも評価できるような国民になるということが大事であろうというふうに思いますので、勉強はいたしますけど、うちの2学期制度は今のところうまくいっているんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

今の先ほどの教育長の御答弁の裏を返しますと、3学期制を維持するためにはやっぱり土曜日の授業をしないと困難、無理を来すというふうに逆に理解してもよろしいわけでしょうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今のマスコミ等では土曜日と、土曜日等ですよ。先ほど言いましたように土曜日、日曜日、長期休業日ですから、その間に時数を確保してほしいというのが、この2011の佐賀県の方向でありますので、私はそういうふうに理解してもらっていいんじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

それでは、この2学期制について、あるいは土曜日授業についての質問はこれで終わります、先月「湯宿広場」のオープンのセレモニーが行われまして、産業建設常任委員会としても出席をさせていただきました。

前議会でも山口要議員が「なぜ設計の段階でトイレをしなかったのか」という質問がござ

いました。確かに私も行って見てトイレがないのに甚だびっくりというか、啞然とした気持ちを抱きました。

もう課はかわられておりますので、当時の三根課長にお尋ねをいたしますけれども、設計の段階で全然トイレの議論はなされなかったのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

三根会計管理者。

○会計管理者（三根清和君）

お答えいたします。

検討は全くしなかったわけではございません。あそこの広さと、それから、今回足蒸し湯も一緒につくりましたので、もし足湯だけだったらスペースがあったかもわかりませんが、足蒸し湯もつくるということで、結構機械設備のスペースも要りました。

あとは、あそこが整備する前がいろんなイベントにも使っておりましたので、その何かイベントの時にも使えるスペースも欲しいということで、結果的にはちょっとトイレをどうせつくるのなら、トイレをつくるということになれば、やはり多目的なトイレが必要になってくるだろうから、そこまでのスペースはとれないということで、あそこのトイレの設置はちょっと断念したという経過でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

多目的なトイレが必要と三根課長が今言われましたけど、のでといたしますか、多目的な広場は湯遊広場のところにもございますし、現在、湯宿広場のところにトイレの案内もされております。

ただ、やっぱりゆっくり憩うところに、急に催したりしたときに、あえて靴を脱いでいる状態で湯遊広場、あるいは豊玉姫神社、嬉野の方は知り尽くしているからわかるんでしょうけれども、観光の目玉としてああいうところ、あの場所に足湯、蒸し湯をされました。遠方から来られた方はどこじゃろかと当然思われるし、地元の方もトイレの要望を今でもなさっているはずです。

スペース的に足りなかったという答弁でしたけれども、少なくとも男子トイレのスペースと女子トイレの簡易じゃちょっとおかしい話ですので、スペースを確保して、今後トイレはあの場所にはトイレは必要であると私は確信するわけですがけれども、新しく観光商工課長になられた山口課長、どう思われますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

当然いろんなところで市街地の全体的な考えを持って計画をしないといけないと思います。

今、観光協会と商工会の中で市街地の再生の話が出ております。その中でも足湯、足蒸し湯の2カ所ございますが、その辺の整備もきちんともう1回全体的に見直したいということで計画をされておりますので、その中で、またこちらとしても意見を言っていきたいし、全体的に、距離的にも今100メートル程度です。100メートル程度の中に3カ所ぐらいトイレがございます。

あと1つ問題なのが、交差点でどうしても狭くしてしまうと、今度交通面でちょっと危険な状態にもなりますので、全体的な整備を見ながら、今後のことは考えて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

じゃあ、トイレのことを含めて検討をしたいという、検討するということの確認でよろしいですね。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

はい、そのとおりです。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

トイレについてはわかりました。

いろんなところで温泉町というんですか、のところには温泉を売るといっようなじゃなくて、市民サービスに向けて湯宿かシーボルトの湯のところ温泉スタンド等なんか設けられないもんかなと思うわけですけども、可能かどうか、検討する余地があるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

1つ市の所有というのが現在泉源がございますのが、湯けむり広場のところに1カ所ござ

います。飲料のための許可を得ておりませんので、今のところ検討もしていませんし、許可をとらないとできないと思います。

それと、あと、温泉法の第15条というのがございますが、公の機関で、どうしても飲み水だけでなく、ふろとか使うスタンドとかもございますけれども、どうしてもそういう許可というのが絶対必要になりますので、その辺をちょっと薬務課等と話し合いをしながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

ちょっと残念ですけど、理解せざるを得ないところだろうと思います。

最後になります。

第七、八土地区画整理事業についてですけれども、前年度まではトイレの設置について質問をしたわけですが、区画整理事業の期間中であるからトイレの設置はできないという御答弁をいただいております。それで、もう既に事業も終わり、新年度に入ったわけですので、当然当初予算で出てこなかったもので、補正でも出てくるのかなと期待はしていたわけですが。

特に、第七の下井手橋のところの広い公園ですね、結構利用者が多いわけです。ちょうど私の家からすぐ見えるところがございますので、子どもたちもたくさん遊んでおりますし、御年輩の方のグラウンドゴルフなり、ゲートボールなりされております。

以前からも思っていたんですけれども、用はどこで足されているのかなと非常に不思議でならないので質問したわけで、事業の企画中だからできないということだったので、そのときは理解を示しました。それで、もう新しい年度に変わり事業も終わりましたので、なぜトイレが設置できないのか、できない理由を教えてください。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御指摘の第七、第八区につきましては、おかげさまで現在都市公園ということで指定をすることができておりますので、今の御意見のことにつきましては、設置する方向で今、検討をしておるところでございます。予算的な問題もありまして、見なくちゃいかんですけども、とにかくできるだけ早く設置していこうということで今検討させております。

また、御意見の遊具につきましても、危険性があるものについては問題がありますけれども、簡単なもので、そして安全なものについては幾らかは設置できるんじゃないかなという

ことで、今検討をさせておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

園田議員。

○9番（園田浩之君）

ありがとうございます。

遊具についても私が質問する前に市長から御答弁をいただきましたので、一日でも早くというか、早目に予算を立てられて、トイレと遊具の設置をお願いしまして私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで園田浩之議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（太田重喜君）

再開いたします。

引き続き一般質問の議事を続けます。

1番辻浩一議員の発言を許します。

○1番（辻 浩一君）

議席番号1番、辻浩一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いながら質問いたします。

本日の質問は、結婚支援と体育施設の整備についてでございます。

まず最初に、結婚支援についてでございますが、近年、女性の社会進出や経済状況の悪化により晩婚化が進んでおり、そういった背景から少子・高齢化に拍車がかかっているように思われます。

そこで、各自治体でも結婚支援の対策がとられておりますが、当市においても以前より地域づくりの中で対策がとられておりました。現在、結婚支援課という部署設置し、成婚に向けて活動をされておりますが、今後、この施策を施行していくに当たり、年間成婚数の目標は何組できれば成功と考えているのかをまず壇上でお尋ね申し上げまして、あとの問題は質問席で行います。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

辻浩一議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

結婚支援につきましてということでございます。

結婚支援につきましては、市民の御理解をいただきながら、登録制度などを導入いたしまして、推進に努力しているところでございます。既に御登録いただきました方々が50名以上に上っております、具体的な紹介の段階まで進まれた方もいらっしゃるところでございます。そのようなことでございますので、できるだけ多くの組数が御成婚されますように努力をしまいたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

ありがとうございました。

今回、結婚支援を取り上げたのは、ちょっとベテラン議員の聖域を侵すようで申しわけないんですけども、結婚支援員という方に委嘱して活動されているということで、ちょっと取り上げてみました。

この結婚支援員さんに囑託をしておられますけれども、この地域割とか人数とかはどういった状況になっているのか、まずお尋ねを申し上げます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えをいたします。

基本的に嬉野、塩田それぞれ5名ということで、大字ごとに大体しております。ただ、塩田のほうが真崎地区ですかね、福富、あの辺で一つということで、両町で5人ずつということで支援サポーター員の選考を行っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

そういった方々にお願いするに当たって、どういった方を選定されているのかをお尋ね申し上げます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

各地区にいろんなそういうふうな結婚支援に関して日ごろから世話好きといえますか、言

葉はちょっとそれでいいのかわかりませんが、そのような方もいらっしゃると思いますし、また、いろんな役職の人とか、いわゆるその辺に向いた人といいますか、そういうふうな方をお願いをして、公募とかじゃなく、ある程度各地区にそういうふうないい人がいるということで選定をしまして、お願いをした次第です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

これをどうして尋ねたかといいますのは、そういった人選に当たって、以前、役をされていた方なんかに充て職みたいな形をお願いされたんじゃないかなというふうな気がしたものですから、今、お答えの中ではそういった世話好きみたいな形にもお願いしたということで理解をいたしました。

それで、その結婚支援員さんの活動というんですか、活動範囲、動かれるものはどこまでされるのを求められているのかをお尋ね申し上げます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

基本的に登録に向けた活動ということで自分の地区が主になりますけれども、それ以外でもこういう方がいらっしゃるというような場合にはうちの職員も一緒に行ったりとかしながら、まずは登録に向けた、そういう独身者の方の成婚に向けたまず第一歩からというふうな形での活動をお願いしているところです。

それで、月々の活動といいますか、いわゆる固有名詞は出さないでAさんとかBさんとかという表現を含めた活動実績も毎月、月ごとにそういうふうな報告もいただいているというところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

そしたら、それはあくまでも登録するまでを仕事と考えていいんですか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

まずは登録をしていただいて、そういうふうな登録者に対するという部分で、登録をしなくてもという方もいらっしゃるかと思いますけれども、まずはそういうふうな対象者の方をとにかく拾い出しといいますか、しながら、とにかく成婚に向けてのまず第一歩の活動ということでサポーターの方をお願いをしているというところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

登録に向けてというふうなことですけれども、例えば、今後、登録が済んだ後に結婚支援員さんとしてもう一步踏み込んだやりとり、そこまでしていいものなのかどうなのかをお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えをいたします。

今回、先月でしたですかね、3月の議案質疑の中でもお答えしましたけれども、今年度においては結婚支援カウンセラーの方に委託をしているんな事業活動を行うということにしております。

まず、その結婚支援サポーターの方についても、先日そういうふうなセミナーといいますか、どういうふうに進めたらいいかというようなことも含めて、いわゆる実績をお持ちの結婚支援カウンセラーの方に講義をいただきましてセミナーをしておりますので、その中で、今後どういうふうにしていくということもまた若干方針が違う部分になってくることもあるかと思うんですけれども、まずはというところで先ほど申した次第です。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

ぜひ、せっかく先ほどお答えの中で世話好きというふうな言葉が出ましたので、そういった一步踏み込んだ活動をしていただけるようお願いをしておきたいというふうに思っております。

それで、今後の地域づくり・結婚支援課として、行事等はそういうふうな計画をされておられるのか、そこをお尋ね申し上げます。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたけれども、結婚支援サポーターの方とか、また、いわゆる独身者の方、登録者とか、また一般の方も含めたセミナーと、先ほど結婚支援カウンセラーの方のセミナー等も開催するのとあわせて、いわゆる対象者に対するイベント等を持ちながら、実績をお持ちのカウンセラーでありますので、今までのノウハウを生かしながら、いかにしたらということで、先ほどの冒頭の質問じゃありませんけれども、いかにしたら一組でも成婚率を上げるかという、そういうふうなところに向けて、今年度は特に結婚支援カウンセラーにお願いして事業展開を行ってより多くの一組でもということで思っております。

ただ、先ほどの市長の答弁も一組でもということでありましたけれども、先進市の状況、十何年進めてこられた市においては、平均的に1年で二、三組ぐらいということでお聞きをしております。それと、武雄市さんでは一昨年の9月から始められていましたけれども、ことの1月、1年四、五カ月たって1組の成婚になったというふうな状況もありますので、なかなかこれが一朝一夕にできるものではないと思いますので、とにかく一組でも多くの成婚に向けた事業活動を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

今のお答えの中で、行事の中でお見合いのイベントも言われましたけれども、その前にセミナーという言葉が出ましたけど、それは登録された方に対してもサポーターと一緒にセミナーを受けるということで理解していいんですかね。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えをいたします。

サポーターさんについては、サポーターさんに対するセミナーということで、前回1回開催をいたしましたけれども、また、それにあわせて一般の希望者に対するということでイベントの内容をどうするかということも含めた準備会等にも来ていただいて、そういうふうな指導といいますか、こともしますので、サポーターの方と一緒にということじゃないかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

それで安心をしたんですけれども、今まで結婚に対するお見合いのイベントなんかも以前から農協なり、いろんなところでやっているんですけれども、私はそれ以前のセミナーというか、カウンセリングというか、結婚に対する思いを強く持っていただくような前段階が必要だなといつも思っていたんですよ。そういった意味では、セミナーを開くということで安心しました。

ぜひともそこら辺をしっかりとやっていって、それからお見合いのイベントに臨むというふうな形にさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で結婚支援については終わりますけれども、次に、スポーツ施設の充実に係る今後の構想にというふうなことでお尋ねを申し上げます。

今現在、全天候型の運動公園をつくられておりますけれども、これは今後嬉野市にいろんなスポーツイベントの誘致等をするとときに非常に有効な手だてだなということで、非常にいいことだというふうに思っておるわけでございます。

それで、以前から言っておりましたように、市民の方からはこういった経済状況の中で企業誘致をしてくれという話が非常に多いわけなんですけれども、しかし、今の状況においては非常に難しい。じゃ、どうするかと考えれば、嬉野市にとっては観光、産業があるわけですので、喚起的に、カンフル剂的に言えば、この観光産業の景気浮揚が重要なことになってくるだろうというふうに以前から言っておりました。そういった中で、観光施設の充実も言ってもいいかもしれませんが、お客様をお呼びするための一つのアイテムとしてやはりこういった文化、あるいはスポーツの誘致も非常に有効じゃないかなと、その一つのアイテムだというふうに私は考えておるわけでございますけれども、そういった意味で、市長としてこういった文化、スポーツのイベントを誘致することに対してその経済効果、あるいはPR効果はどういうふうにお考えになっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

現在も全日本の女子柔道の選手が合宿をさせていただいておるところでございまして、この後、またオリンピックに出られるバレーの合宿が1週間後にあるわけでございまして、非常にスポーツ関係者の御努力で今成果が上がってきたというふうに思っております。そしてまた、先日福岡のほうで話を聞きましたら、高齢者の方の野球とかソフトボールは嬉野が非常に評判がいいというふうなことでございまして、その点では関係者の御努力に改めてお礼を申し上げたいと思います。

また、景気が非常に低迷している中でございますけれども、やはり私たちとしては宿泊費

とか、お土産とか、そういうものの経済的な効果というのを目的に努力をしていきたいと思っております。

御発言ありました今回の全天候型の施設につきましても、現在建設中でございますけれども、ほぼ予定どおり完了できるということで、既に委員会を立ち上げまして、管理の問題とか、また有効活用の問題について市役所内で今検討を始めたところでございますので、ぜひ投資効果を上げていきたいというふうに思っております。

また、間もなく着工になりますけれども、市の文化体育館につきましても、要するに、体育の面、それから文化の面、非常に使いやすい施設になっておるといふふうに思っておりますので、これについても利用しながら誘致を進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

それで、ちょっとおわかりになるかどうかわかりませんが、ことしのスポーツイベントの数、昨年と比較してどういった具合になっているか、おわかりでしょうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えをいたします。

すみません、今手元に資料を持ち合わせておりません。後ほどよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

すみません。通告しておりませんでしたので、突然ですみません。

実はどうしてそういったことを言ったかといいますと、どんどんどんどんスポーツ、あるいは文化にしても積極的に誘致をしたほうがいいというふうに私は思っているんですが、そういった意味で、スポーツ、あるいは文化の誘致課というふうな形で一つの部署として立ち上げていただいて、積極的にそういったイベントを誘致するというふうなことも必要じゃないかと思っておりますけど、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

さまざまな要件等も考慮しながら、今、社会体育その他については私どものほうで仕事を
するよとということて議会の御了解をいただいて、今活動しておるところでございまして、
そういう点も踏まえて努力をしていきたいというふうに思っております。

また、観光のほうでは、既に大会誘致を目指した、いわゆる団体とか学校とか、大学とか
ですね、そういうところに御案内できるような資料を緊急につくろうということて今準備を
しておるところでございまして、そういう点で観光課のほうもそちらに向けて今動きを始め
ております。

もう1つは、私どものほうの制度がちょっと早くなりましたけど、県のほうも今回制度の
変更をされまして、いわゆるスポーツその他について知事部局のほうで動きをしていただき
ました。先日も担当部長ともお話をいたしましたけれども、連携をしてやっていこうという
ことでお話をいただいておりまして、先日の柔道の大会にも県のほうから担当部長にお見え
いただいてごあいさつもいただいておりましたので、そのようなことて県の動きとも合わせ
ながら、私どもとしては大会誘致に努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

ぜひとも前向きにそういった誘致活動をしていただくようお願いを申し上げたいと思
います。

本当に最近は大学生なんかの合宿があっちこっち行っているみたいで、そういった意味か
らすると嬉野においては野球、サッカー、あるいはテニス等できるような環境が整っており
ますし、また宿泊のキャパもよそと比べればありますので、ぜひそういった今言われたよう
に大学等なんか誘致活動をしていただければというふうに思っております。

そこで、今言いました屋外施設については大分充実をしているというふうに認識してお
るんですけど、今、久光の話がありました。しかし、これは試合をするということになり
ますと天井の高さ等で制限があつて、合宿はいいんでしょうけれども、大会が難しいだろ
うというふうな考えておるわけでございますが、私もあと1年ちょっと、市長もあと1年ち
よつとですので、ここで明言はできないと思っておりますけれども、将来的にこういった公
式的にできるような屋内運動場の構想についてどういふお考えを持っておられるのか、お尋ねを申し
上げます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今回の社会文化体育館の体育施設につきまして指示をいたしておりますのは、嬉野体育館でできないものについても、こちらのほうの文化体育館で取り組めればということで指示をしております、高さは十分あるというふうに聞いておりますので、そういう点ではバレーボールにも利用していただけるのではないかなというふうに思っております。

また、以前に議会でもお答え申し上げましたけれども、嬉野体育館の改築ということを考えておるということで御答弁申し上げます。来年度については、今後の嬉野市内のそのようなスポーツ施設その他について、施設の整備検討委員会というのを立ち上げて、財政的に厳しいわけでございますので、できるだけ早く補修できるものには補修をしながら使えるようにやっていきたいと思っておりますので、そういう委員会を立ち上げて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

その中で、以前、私の記憶ですと、嬉野町時代だったと思うんですけど、現在市長と私と空手のほうで武道場をつくってほしいということで陳情した経緯があると思っております。それで、市内を考えてみますと武道場というふうな形が今のところないわけですが、そこら辺についてどういうふうなお考えを持っておられますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

武道場につきましては、私も町長就任以前に剣道連盟の代表ということで、多分要望書も当時の嬉野町に出させていただいたというふうに思っております。

私も何とか実現をしたいということで考えておりますけれども、なかなか財政的に厳しいわけございまして、取り組めないでおります。そういうことを踏まえて、今回嬉野中学校のほうの武道場についてはできるだけ大きくつくれるものについてはつくっていかうということで、敷地も今の2.5倍の敷地ぐらいの武道場にはなるというふうに思っておりますので、そこを学校とも協議しなくてはなりませんけれども、指導とかというふうな意味で、中学校と一般の方が交流できるような、そういうようなことで御了解をいただければなというふうな希望を持って、今回また整備等もお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

その大会の規模規模によって、今現在でもこなしてきておりますので、今度新しく嬉野中学校の道場も有効的に活用させていただきながら、規模に合わせてやっていくことは可能だというふうに思うわけでございますけれども、今現在、柔道関係だけで言いますと、大きな大会も3つ、今回の合宿も含めまして3つ行っているわけなんですけれども、やはりそこでも賄い切れないというときには、畳をよそから借りてきたり市内の畳を集めて今現在の嬉野体育館でやっているわけなんですけれども、もし今後そういった構想の中に体育館ということがあるとすればですよ、多目的なスポーツに対応できるような屋内体育館というのですか、そういったものを考えていただきたいというふうに思っております。

といいますのは、今現在、もうずっといろんな設備が向上しておりますして、今畳も100畳を一気に折り畳みできるような畳もできております。そういった意味で、そういった畳の収納箇所をつくって畳を収納しておけば、もっと気軽にもっと多くの大会誘致等もできるんじゃないかなというふうに思っておるわけですし、そういった意味では、将来的な構想としてもしそういった体育館の構想が上がった場合には、そういった面も含めて検討していただければというふうに思いますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

現在、既に予算をお願いいたしまして、嬉野中学校の武道場につきましては進めておるところでございます、主に柔道が使うというふうな形になっていくと思いますので、今議員御発言のような、資材をどうするのかというふうな話になると思いますので、今の御意見は参考までに一応させていただいて、研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

辻議員。

○1番（辻 浩一君）

わかりました。

大会するに当たっては、やっぱり競技場だけじゃなく観客のキャパも必要になってくると思いますので、いろんな多目的に利用できるような施設の構想というものを年頭に置いて計画を立てていただければというふうに思っております。

最後になりますけれども、今回の全日本の女子合宿誘致に当たりまして、本当に市長初め、また市民の皆様方の御協力をいただいたことに感謝を申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで辻浩一議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

15番西村信夫議員の発言を許します。

○15番（西村信夫君）

通告の順序に従いまして、一般質問を行います。

今回は、大きく分けて3項目質問を提出しております。

まず、大きく1点目につきましては要介護認定者の障害者控除申請について、それから、大きく2項目めには塩田中学校建設に伴い教育現場に与える影響について、それから、3項目めに畜産公害（水質汚濁、悪臭）の対策についてということで、順次質問をさせていただきます。

まず、要介護認定者の障害者控除申請についてお尋ねをしていきたいと思えます。

私から申し上げるまでもありませんが、まず冒頭に障害者控除とはどういうものかということから話を進めさせていただきたいと思えます。

障害者控除とは、納税者本人やその配偶者、扶養親族が障害者の場合、所得控除されるもので、一般の障害者は所得税で27万円、住民税で26万円の控除があります。また、重度の障害者の場合は特別障害者と言われておりますが、所得税で40万円、住民税で30万円の控除が受けられます。この制度は、市町村などが障害者に準ずると認めれば、障害者手帳がなくても65歳以上の人にも適用されます。

今回の私の質問の趣旨については、身体障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で介護の要介護認定を受けておられる方、5月31日現在で市内で1,558名いらっしゃいますが、その方たちが申請を市役所に提出していただき、一定の要件に当てはまる場合には障害者控除対象者認定書が市役所のほうから交付をされます。

その中で3点、具体的に質問をさせていただきます。

まず1点目には、嬉野市で要介護認定者の障害者控除対象者認定書の発行申請した人の割合は一体どれくらいいらっしゃるのか、お尋ねをします。また、要介護認定者で普通障害者、特別障害者として障害者控除の適用を受けられる対象者は一体どのくらいいらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから2点目、障害者控除対象者認定書の認定基準は各自治体によって統一をされておらず、福祉サービスにも不公平感があると思われませんが、嬉野市はほかの市町村と比較して障害判定区分が過小評価の傾向にあるのではないかと思います。市長の見解を求めたいと思えます。

それから3点目、要介護認定者に障害者控除制度はどういうものか、制度の周知をされておられるのかどうか。今後徹底していくべきと思いますが、この対策を具体的にお尋ねした

いと思います。

それから、大きく分けて2項目め、塩田中学校建設に伴い教育現場に与える影響について。

ことしの夏以降からいよいよ塩田中学校の建設工事が行われますが、完成は平成25年度内に完成の計画であります。工事期間中は、教育活動への影響は極力抑えるよう対策を講じなければならぬと思います。その中で、具体的にまず1点目、質問します。

建設を前に、教育委員会は学校、PTAなどに建設実施計画及び工事期間中の安全対策などの話し合いを十分行われていたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから2項目め、工事期間中は当然グラウンドが使用できないが、教育現場における部活動への影響はどういうふうになるのか、その点求めたいと思います。

大きく分けて3点目、畜産公害（水質汚濁、悪臭）の対策については、質問席から質問をさせていただきます。

以上、壇上からは終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

西村信夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、要介護認定者の障害者控除申請についてということと、塩田中学校の建設に伴う諸課題についてということでございます。2点目につきましては、教育長のほうへもお尋ねでございますので、教育長からもお答えをいたします。

まず、1点目の要介護認定者の障害者控除申請についてお答え申し上げます。

嬉野市は、御高齢の皆様が安心して暮らしていただける施策を県、介護保険事務所、後期高齢者保健事務所など関係機関と協力して行っているところでございます。

御意見の控除につきましては、毎年二、三件程度の申請がっております。平成18年に関係の要綱を定めておるところでございまして、条件などがございしますが、大体何人ぐらいかというお尋ねでございますけれども、660人程度と予想しているところでございます。350人程度が認定の可能性が高い対象者数でございまして、また、ケースにより該当される対象者が200人以上ということで予想をしておるところでございます。

また、対応の違い等についてのお尋ねでございますけれども、嬉野市は杵藤介護保険事務所管内では統一した基準で行うということによりまして、とり行いをしているところでございまして、また、加えて嬉野市内でも不公平があってははいけませんので、公平に行うよう、先ほど申しましたように要綱を定め、取り扱いを実施しているところでございます。

次に、お知らせ等についてでございますが、市報及びチラシで以前も広報いたしております。今回御意見をいただいておりますので、お知らせをいたすように再度進めてまいりたいと思いますし、また、御本人にも直接伝わる方法でお知らせをしてまいりたいと考えている

ところでございます。

2点目の塩田中学校の改築についてお答え申し上げます。

塩田中学校につきましては、今後、改築に向け取り組みを進めてまいります。今年度から改築工事が始まるところでございまして、先日も地域の皆様にお集まりをいただき、御意見を承る機会が開催されたところでございまして、改築に向けて期待の声をいただいたということでございます。

御発言の課題については、学校の通常の活動を行いながら改築を行いますので、学校関係の皆様と協議をさせていただき、安全確保につきましては徹底するよう指導いたしてまいりたいと思います。このことにつきましては、また教育長からもお答え申し上げます。

以上で西村信夫議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

塩田中学校の建設について2点お尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますが、工事期間中の安全対策についてということでございますが、塩田中学校の基本設計や実施設計の作成時には学校現場の意見、要望等を取り入れる必要から、打ち合わせには校長先生、教頭先生、それに事務長も出席をいただきまして、議論を重ねてきたところでございます。

さて、本年度からいよいよ工事に着工するわけですが、まず生徒さん方の安全性を第一に考え、万全を期して学校生活に支障がないようにということで配慮してまいります。さらに学校やPTAの皆さん方には十分説明を行い、納得をいただいた上で工事に取りかかりたいと考えております。

時期につきましては、なるべく早い時期に行いたいところですが、実際の工事の段階のやりとり、あるいは工事車両の進入経路、あるいは仮設道路の位置等詳細な部分については、入札後、施工業者が決定次第、業者を交え、説明、打ち合わせを行うことに考えております。

2点目の工事期間中の部活動についてでございますけれども、グラウンド使用につきましては、工事完了後、現校舎を解体し、グラウンドとして整地するまで使用できなくなります。西村議員御指摘のように、部活動には大変御迷惑をかけることとなります。グラウンドを使用する部活動の種類といたしましては、男子の軟式野球、サッカー、ソフトボールがありますが、今後、学校側と詳細な打ち合わせを行ってまいります。

なお、中央公園につきましては、塩田中学校の授業や部活動を優先的に使用をお願いしたいということで、現在、定期的に使用されている各団体の皆さんには個別に説明を行い、了解を得たいと考えております。また、中央公園以外の施設の使用となると、距離によっては生徒の送迎の問題等も発生しますので、早急な他方面からの打ち合わせを実施したいと考え

ております。

以上、お答えにさせていただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

まず最初に、要介護障害者の控除についてから質問させていただきます。

今回質問に当たっては、この問題につきましては、各地方自治体になかなか周知徹底がなされていないというふうなことを私は思いまして、嬉野市は一体どのような周知をして、実態はどうかということのを伺うためにも問題を提出したわけでございます。

先ほど市長の答弁では、私が考えているように660名程度の方が対象者になると言われて、今現在、二、三名の方が申請をしておるということで言われましたけれども、この二、三名の申請者というのはなぜこのぐらいの数字にしかならなかったのか、その要因、原因はどこにあるのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

先ほど市長が答弁いたしましたように、近年は年間に1名から2名という方の申請数にとどまっております。障害者控除認定書の周知に欠けている点もあるかと思っております。今現在では、ホームページに掲載をして周知も図る方法をとっておりますけれども、申告そのものの時期になったときに、また改めて税の担当部局とも相談をしながら周知には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

担当課長が言われましたように、これは周知徹底不足ですね、これが大きな要因ではないかと思っておりますが、今現在、嬉野市のホームページに5月30日発信をされております。そういう中で、私がこの問題提起を出したからこそ発信されたと私は思いますが、その点は言及しませんけれども、まず最初、この制度に当たって、いつ何回、この制度の広報をされたのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

平成18年の申告の対象になりますが、申告の期間としては平成19年の申告の前にこの制度の周知を図るため、広報紙で掲載して制度周知の手順をとった。広報は平成18年のこの1回のみでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

まさしく合併してから1回しか、この制度のあり方を市民に公表、提供していないという実態がこの数字で明らかにわかったわけです。そういう中で、嬉野市の介護認定を受けている方は何名ぐらいいらっしゃるかといいますと、市内の介護認定者数は1,558名、先ほど登壇で申し上げましたけれども、いらっしゃいます。これは5月30日現在です。65歳以上の高齢者は現在7,699人、その7,699人のうち、認定率は20.24%になっております。そういう中で、要介護の4と5、非常に介護度が高い人、351名いらっしゃいます。その中で、要介護度4、5は全国的に見ても特別障害者に認定されるというようなことが皆様方も十分、担当課も調べていらっしゃると思いますが、そこらあたりの実態を私はどこがどう、ここはこうとは申しませんが、そこらあたりの周知はどのように判断されているのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

障害者控除の程度の判定に関しましては、嬉野市障害者控除対象者認定実施要綱の規定に基づいて行っております。これは介護の申請をされる際に介護度の判定、その資料として主治医の意見書、それと調査員が直接出向いてその方の実態を調査した調査に基づいて介護度の認定について審査が行われます。障害者控除対象者の認定につきましては、その介護の認定の資料に使われます主治医の意見書、この中で主治医が心身の状態に関する意見という判定というか、その意見を述べる項目がありますけれども、そこに書かれている程度、これを基準に障害者控除の対象者を認定するという、そういう要綱になっております。

これは、各介護保険の保険者間で統一した基準で事務が進められておりますけれども、全国的には先ほど議員の質問にもありました介護度の度数4とか5とか、その数字イコール特別障害者とかという割り当てをしている保険者もおりますけれども、杵藤介護の圏域はその主治医の意見書に書かれている認定、それを障害者控除の対象の認定基準として定めて実施をしているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

これは嬉野市の障害者控除対象者認定実施要綱ということで、18年の12月25日告示されておりまして、この認定の区分については障害者に準ずる、認知症の障害者、そしてまた、障害老人の日常生活の寝たきり老人ですね、この度合いに応じて認定がされるわけです。ということで、よその地区は先ほど申し上げたように要介護1から要介護5まではすべて障害者認定ということで交付をされているまちがあります。そして、障害者の4と5、この方においても特別障害者という認定をされております。

杵藤広域圏については、全体的な杵藤圏について調査すべきと思いますが、非常にこの制度の過小評価、先ほど申し上げたようにある一定の基準の評価が低いのではないかと私は考えております。これは認定の対象者実施要綱については、市長がこれは交付されるわけですので、嬉野市独自の判断にこれはゆだねられるわけですよ。そういう中で、杵藤広域圏の介護保険事務所が判断するわけではなくて、最終的には谷口市長のほうから介護者に認定通知が行くわけですので、そこらあたりのとらえ方はどう考えていらっしゃいますか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

要綱そのものは、おっしゃるとおり市長が告示をして制定をいたします。ただ、保険者間で取り扱いに格差が生じてはいけませんので、この保険者の圏域では統一した基準で行うべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

杵藤広域圏のまちでは障害者控除の認定基準が過小評価されているというのは、私は全国的な自治体を調査しましたところが、実態が明らかになったんじゃないかと私は考えております。

そういう中で、先ほど市長の答弁では申請者は二、三名と言われましたけれども、私が申請の調査をして、そして、ある人に、施設に入所されておられる方、介護4なんですよね。この制度がありますから申請書を出したらどうかということのお話をしました。そしたら、ああそう、そんな制度があるとは知らんやったというようなことで早速申請をされた。ところが、この申請の障害者控除対象者認定通知書が来たそうです。その中で認定結果は非該当というのが来たそうです。嬉野市は介護4になっても普通障害者にも適用しないというようなことに私はびっくりしてあぜんとしたわけですが、そこらあたりは市長、どのような見解

をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

個々の案件については、それぞれの状況、条件とか、そういうものがあると思います。ただ、先ほどからお尋ねでございますけれども、私どもは私の名前ということで、もちろん当然そうなるわけでございますけれども、介護保険、それぞれの自治体が一緒に運営をしておりますので、介護保険事務所の判定ということが私どもの決定になっていくということでございますので、介護保険事務所についても適切な判断をしているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

適切な判断をしているというけれども、私は適切な判断ではないじゃないかなど。意見が食い違うわけでございますけれども、それから、次に入っていきたいと思いますが、例えば、今回の660名が障害者、あるいは特別障害者に該当するというようなことは先ほど答弁がありましたけれども、この該当者に当たって税の申告をされた場合、例えば、所得が250万円の方が特別障害者として認定をされた場合、幾らの減税がされるのか、担当課に求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

お答えいたします。

課税所得金額が250万円ということで計算をいたしますと、税額が15万2,500円になります。250万円から40万円の特別障害者控除を引きますと、210万円。210万円で計算いたしますと、11万2,500円となります。その差は4万円ということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

この250万円の所得の方が障害者控除の申請をした場合については、年間の税額が4万円負担が少なくなるというようなことが歴然とされております。そういう中で、660名の方が

この制度を知らなかったために申請をしなかったというこの問題について、市長、どのようにお考えになるのか、求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今の件につきましては、冒頭お答え申し上げましたように、やはり知らなかったという方もおられるだろうということで、本人に直接お伝えできる方法も広報としてとっていきたいということでお答えいたしましたので、今回、そのようなことで時期になりましたら対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

市長はそのようにおっしゃいましたけれども、660名の方が対象になるというようなことですが、今まで知らなかったということで、1年前、2年前、3年前、その人たちが介護4、この適用した場合についてできなかったわけですので、その責任はどう感じていらっしゃるのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど担当のほうから申し上げましたように、平成18年に広報を行って以来しておりませんので、そこらについては広報が不足していたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回、広報不足ということも市長は認めておられますけれども、今回の大きな問題につきましては杵藤広域圏全体の問題であります。嬉野市の問題ではないと私は考えております。

そういう中で、介護者の家族をお持ちの税の負担を軽減するためにも、これは早急にこういう制度がありますよというふうなことを周知徹底すべきであると思います。その中で、この制度の申請の仕方、これはどのように申請したらいいのか、担当課に求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

介護の認定に基づいての障害者控除対象者の認定については、その申請を行う所得が生じた年末、12月31日を基準日としております。したがって、所得を申告されるその年の認定度合いに対して認定を行うものであります。これは御本人が障害者控除対象者認定の申請をされて、市としては、その申請書を受理しました時点でその方に関する介護の情報を介護保険事務所のほうに開示を申請しまして、そこの開示をいただいた資料の中で主治医の意見書、その部分に書かれているその方の程度、これに基づいて認可か却下か判断をすると、そういうことになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

もっと簡単に介護者、要介護認定を受けた方、あるいは扶養者の方がこの障害者控除認定書を申請するためにどうしたらいいかということを探ねております。

そういう中で、具体的に申し上げますと、まず市役所に来て、障害者控除対象者認定申請書をいただかにかいかなでしよう。そして、介護保険被保険証を持ってこにかいかな。そうでしょう。そして、申請者の印鑑、その対象者の印鑑、これだけでよろしいですか。確認させていただきます。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃられた書類で申請は足りるというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回、この取り扱いについて積極的に問題解決を図られるべきと思いますが、現在、介護度4、介護度5の方は医療機関とか、あるいは介護施設、老健施設などなどに入所されていらっしゃる。その人たちの周知はどのようにされるのか、その点求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

障害者控除の対象者の認定については、高齢者の介護認定をもらっている方、その方の申請になりますが、控除そのものを受けるのは扶養義務の方が受けられるわけです。周知の方法としては、どうしても介護の認定を申請されて、その決定を受ける方、御本人、もしくは更新が2年に1回行われますので、その都度、該当者にお伝えするという方法を考えております。

扶養控除の対象者の方、申請者の方には、直接的にこちらのほうからお知らせするというのはちょっと難しいところもあるかと思っておりますので、もう少し研究をしたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

この問題はもう長くは申しませんけれども、まず大きな問題として、入所している方におきましては、やはり各施設でこの旨の制度のあり方をきちっと周知徹底を図るべきではないかと思うわけです。施設の中でもこの問題はわからないところが多々あるのではないかと思います。このあたりはしっかり行政として施設の該当者、あるいは施設の担当者に制度のあり方の周知徹底をさらに図っていくべきではないかと思っております。

そういう中で、今回の介護保険認定者で障害者控除の認定の申請書、認定のあり方について質問いたしましたけれども、先ほど冒頭申しましたように、660名の人が該当になるというようなことでおっしゃいましたけど、税の還付として660名の方が申請された場合、どのように判断するのか。要介護の重度障害者は40万円、そしてまた、普通障害者は26万円なんですけれども、300名、300名いらっしゃいましてどのような数字になるのか。急に言ってなかなか答弁しにくいと思っておりますが、担当課、どのような判断をされていくのか、その点求めたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

税務課長。

○税務課長（池田英信君）

今、すみません、計算機を持ってきてはおりませんけれども、660名すべてが該当するわけではございませんので、障害者につきましては27万円の人数分、それから、先ほど言われましたように特別障害者については、所得税でいえば40万円の人数分ということになるかと思っております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういう数字で直接、急にお話をして申しわけなかったんですが、そのような介護の認定者、そしてまた、扶養者に対してこれだけの減税になりますよということをこの議会で明ら

かにさせていただきました。

早速、市の行政としてもこの取り組みについては万全を期して取り組むべきだと私は思います。担当課の答弁を求めます。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

今御指摘のありました周知に関しては、さらなる徹底を目指して周知を図りたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

それでは、よろしくお願いをしておきたいと思います。

そして、次に塩田中学校の学校建設に伴った教育現場に与える影響についてということで、先ほど教育長のほうからも答弁をいただきましたが、ことしの夏以降、塩田中学校の体育大会が終わった後ぐらいから工事にいよいよ入るといようなことを伺っております。

そういった中で、今回、工事に入る前には当然学校、PTA、保護者、行政と教育委員会というようなことで連携をしながら、これは十分協議をするべきと私は申し上げましたけれども、そこらあたりは何回ぐらい協議をされておるのか、そしてまた、当然保護者にも説明をする責務がありますが、そのあたりは再度教育長に求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

その壇でも答えましたけれども、実際工事の段取りが決まらないと細かいことについてはなかなか言えない部分もございますので、いわゆる工事の段取りの日程なり決まって、それが出たときに、今議員がおっしゃったところには周知をして、そして万全を期する必要があると思っておりますので、今後詰めをしながら日程調整はしていくように対応したいと思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

この中学校の建設に伴って、非常に部活に対して大きな影響を及ぼしていくというのは、塩田中学校のグラウンドが2年間使われないというようなことを判断しておりますが、そこ

らあたりをどう克服していくのかというふうなことを再度教育長に求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思いますが、基本的には今のグラウンドに校舎を建設するという事は、通常の学校授業ができるようにということで現在のグラウンドにつくることとなりますから、そういった点では部活動、先ほど上げました種目等については確実に不自由をかけるというふうに思っております。

したがって、先ほどできるだけ対処をするためには、先ほども申しましたけれども、市の中央公園のほうを利用させていただいて、特に授業等もございますので、それを利用させていただいて、そして、そこを使っていらっしゃる方あたりにも今度は子どもたちのために御理解をいただくということを取りつけていく必要があるかと思っておりますので、そういう手順で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

隣に中央公園があるわけで、幸いかと思いますけれども、中央公園は私も調査をしました。10月から、9月からの予定がもう入っておるわけですよ。予定が入って、相手の方が予約をしておられますので、そのあたりの兼ね合いはどう見解をお持ちなのか、その点を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに今、中央公園のほうは何件か定期的な利用者の方がいらっしゃいまして、予約をされておりますので、その点については、先ほど教育長が答弁申しましたように、教育の一環として教育のほうを優先していただくように御理解をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今回の中央公園の使用受け付け、これは中学校の工事に9月から入ると当然わかっていたわけですから、その時点でその受け付けをとめるべきじゃないかと思っておりますが、今

現在、10月は10件程度入っております。9月は8件ぐらいだったですかね、きのうおととい、金曜日ちょっと見に行ったですもんね、どのぐらい入っておるか。その中身については、グラウンドゴルフ大会とか、それぞれの団体が計画をなさっておるわけです。その人たちにどうお断りをするのか、場所を変えていただくのか、そこのあたりはどう考えていらっしゃるのか。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに金曜日だったですかね、公民館のほうに行って確認をいたしました。そういった件数の予約が入っていた分、確実です。担当のほうに聞いたところ、継続して使っている方でございますので、教育関係ということで説明すれば御理解をいただくんじゃないかというふうに聞いておりますし、今後は学校優先という形で使用についてはお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

その方たちには、ただお断りするわけにはいかないわけですよね。代替施設を提供せにゃいかんと思うわけですよ。美野の公園ですね、あそこあたりの公園とかを提供すべきじゃないかと思うが、そこのあたりは十分配慮をすべきと私は考えております。そこのあたりをもう一回、見解を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに申請をしていただいた方には出向いて行って、その辺のことを説明して御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういうことで、これからお断りの段取りに入られると思いますが、後が先になってしまうというふうな状況で、これはしっかり計画的に取り組まなかったからこそ、こういう事態

か生じたわけですので、そのあたりは十分計画的な取り組みの中で今回の対策を講じていただければと考えております。

そして、中学校の部活についてですが、野球、そしてサッカー、ソフトボール等々については、運動場を十分活用せんことには部活ができないわけですので、中学生活の3年間のうち、1年生は2年間は十分運動場を使えないというふうなことで、野球の人、部活の人、ソフト、サッカー、この方たちの負担を軽減するためにも十分配慮する必要があると思っておりますが、北部公園のグラウンド等々については考えていらっしゃるかどうか。

野球部を例にとれば、やはり計画的には1年前から対外試合とか、中体連前はそういった計画がなされると聞いて、保護者の方も非常に心配をされております。そのあたりの部活に対する影響はきちっと部活の保護者に対しても説明する責任があるかと思っておりますが、そのあたりはどういう見解をお持ちなのか、お尋ねをします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

確かに北部公園もあります。通常、月曜日から金曜日までの練習にすれば、あそこまでは大体3キロぐらいありますので、非常に時間的に無理がくるんじゃないかと思っております。

例えば、土曜、日曜の練習であれば十分活用して利用していただいているわけなんですけれども、通常の練習であれば、若干、子どもたちにとって3キロというのはちょっと距離が遠いんじゃないかというふうに思っておりますが、その点については学校側とも十分検討して、協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

子どもたちは部活に一生懸命努力をして、先ほど市長のほうからもお話があったように、塩田中学校は野球にしても陸上にしてもソフトにしてもバレーにしても、県下を抜いた活躍をなさっておられます。そういう中で、子どもたちに負荷を与えないようにしっかりした行政の手だてが求められるわけです。

そういうことで、今後、大きな工事が2年間にわたって行われますけれども、先ほど申し上げたように部活の保護者たちにもしっかりとその旨説明をしていただくべきだと思いますが、再度教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをいたしたいと思いますが、部活動、授業等も含めてPTAの皆様方に丁寧に説明を申し上げて、特に部活動等については放課後になりますので、中央公園広場を使って対応していくというようなことで、きちっとした説明を申し上げてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

そういうことで、中学校の建設に伴った取り組み、行政、教育委員会の役割をしっかりと果たしていただき、立派な中学校が完成するまで安全で建設が可能になりますように私たちも願っておるわけですので、万全な対策を講じていただきたいと思います。

そして最後、3項目めです。畜産公害（水質汚濁、悪臭）の対策についてということで、昨年の23年度に市民の税金を投入していただいて、約100万円程度で悪臭調査、汚濁の調査をしていただいております。

その調査結果がまだまだ明らかになっておりませんので、今回の議会でどのような調査がなされて、どのような結果が出て、どういう対策を講じていくのかということをお求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市内の畜産経営における環境対策ということにつきましては、県の保健所などと連携して適切に活動を行ってまいったところでございます。以前にも議会のほうで御意見をいただきましたので、また、地域からの御意見等もありましたので、対策をとってまいったところでございます。

細かい数字につきましては、また担当課からお話をいたしますけれども、地域の方も御当人等も、畜産農家方とも協議をされて、いろいろ手配もしてあるところございまして、畜産農家の方々もいわゆる自助努力というものは継続してしていただいております。そういう点で改善はしているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

市長が申し上げてありましたように、非常に畜産の業者の方も努力をさせていただいております。以前よりも環境、悪臭、汚濁関係についても少しは改善をされたと思います。しかし、これが完全になくなるということにはならないわけですので、どこのあたりでどう地域の方が妥協していくのか、今後、しっかり私たちも環境改善のために取り計らっていかねばならないと思います。

まず、担当課のほうに23年度の調査の内容について、結果まであわせて求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えいたします。

昨年23年度に調査を行いました。まず1回目が9月18日と、2回目が11月の中旬から2月の上旬ぐらいでございました。1回目が晴天時の低水量時に、2回目が降雨後の高水量時に調査を行っております。

大気の悪臭が大体4回行っております。大気の悪臭に関しては、特定悪臭物質のうち主な発生源、畜産事業所等から出る物質が一応確認されております。臭気のほうは指数が19から21、においの目安として花火をしているときのにおいとトイレの芳香剤ですかね、そういうにおいの値です。臭気強度は1.5から3でございまして、大体県が2.5を標準にしておりますので、楽に感知できるにおいに該当するところがございます。

河川水中悪臭関係です。特定悪臭物質、硫黄化合物等は確認はできておりません。臭気の指数が24で臭気の強度が3であり、先ほど言いましたように2.5よりオーバーしておりますので、若干においがするところがございます。大気中よりも大体河川のほうが高いように思われます。夏場が少し蒸発量がありますので、高いと考えております。

水質は、濁り関係と大腸菌群及び窒素、リン酸塩等も高いことから、汚濁があると思われております。底ですね、河川の底になりますけど、有機物が堆積はしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

臭気指数は19から21というふうなことでお話しされましたが、24の数字ですかね、この数字が今示されたけど、この数字は悪臭に対する度合いが普通の標準よりもきついと理解しているのかどうか、その点はどうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（土田辰良君）

お答えします。

先ほど臭気強度は2.5ぐらいが県の段階で定めておられるところですから、楽に感知できるということは、少しにおいがあるという感じでございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

臭気指数とか、データを見れば、ずっと難しいことわざで表現で書いてありまして、私も調べてみますけれども、検査結果を経て、今後どういうふうな対策を講じていくのか。今回まで23年度は事業者に調査、今、事業者との話では中に振る何やったかな、菌ですね、あれを振りなさいと。ちょっとそれを振りなさいということでこちらのほうから指導されておるわけですね。それがずっと記録簿に書きなさいということで指導されておりますが、そのあたりはどういうふうになされておられたのか、実態調査はされているのか、その点は担当課に求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

一昨年、22年の11月11日の日に嬉野市の畜産環境対策検討委員会ということで石垣区の住民の方と、それから事業者の方と交えまして検討委員会がなされているところでございますが、その中で先ほど議員申し上げられましたように、記録簿を双方がとるような形で取り決めがっております。

その中で、先ほど議員申されました業者の方につきましては、毎日、日報をつけられて提出をされております。それから、地区住民の方におかれましては、昨年の22年の11月から23年の7月まで記録としてうちのほうに上がってきているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

事業所の中では、今思い出しましたけど、EM菌、市長がこの間、佐賀のほうで教えていただいたので、私たちも地域の代表者と実際現場に行って、EM菌をして現場に振ったら、ある一定のにおいはとれるというふうなことで教えていただきまして、早速取り組んでいただいております。そういう中で、ある一定のにおいも以前よりも少なくなったんじゃないかなというような感じがしております。

先ほど担当課長、農林課長の中島課長のほうが言われていましたが、昨年度、22年度からだったですかね、地区の方7名の方が毎日調査をしたわけですね。私もしたわけですね。現地からは500メートル、1キロぐらい離れておりますが、風の流れぐあいによっては臭気が漂うわけですので、要所要所にその役員の方に1日1日の臭気の度合いをチェックする紙、チェックをしていくわけですね。それを集計して市役所のほうに持ってきております。その結果は集約したと言われましたが、どういうふう集約されて、どういうふうな結果が出たのか、その点を求めたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、22年の11月から23年の7月までの記録でございます。

これは、それぞれ毎日つけられたわけではございません。特ににおいがきつかったりしたときに記録をされているものでございまして、7名プラス市の職員がその地区におりましたので、計8名が記録をつけております。延べ179件の報告があっております。一番多かったのが鼻につくにおいということで103件、58%でございます。あと、し尿のにおいが57件、32%、腐った卵のにおいが14件、8%、その他7で4%ということになっております。これは悪臭のほうですが、もう1つ、水質汚濁のほうも記録が上がってきております。悪臭がするが14件で8%、濁っている2件で1%、その他はゼロでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

調査の中では103件、延べですけれども、58%が鼻をつくようなにおいがするというデータを集約されております。

そういう中で、これからますます夏場、非常に厳しい状況が来ると思います。周辺の五、六軒、数軒の方は夏も窓を閉め切った生活を余儀なくされております。そういう中で、ことは節電を余儀なくされるわけですので、非常にその人たちの生活が厳しくなっていくんじゃないかと思いますが、そのあたりはしっかり今後におい、悪臭、汚濁が消えるように、常時行政の監督義務をしていただきたいと思いますが、市長、その点どういうふう今後対策を講じていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現場の状況も十分把握しておりますし、また、合併以降、いろんな方からもお話を聞いておりまして、先ほど申し上げましたように畜産業者の方も一生懸命努力をしておられますので、ぜひ継続して努力をしていただきたいというふうに思っております。

また、議員御発言のように、地域の方にとっては本当に大変な夏を迎えられるんじゃないかなと思いますけれども、私どもとしては県の保健所とも十分協議をしながら、業者の方に対してお願いできる分についてはぜひしていきたいというふうに思っております。

また、担当が申し上げましたように、河川内のいわゆる汚濁等があるということでございますので、そういう点につきましては、地域でも業者の方と相談をしていただいて、解決策があれば私どもとしては支援をするということはやぶさかではございません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

最後ですが、今回の最後の3項目めにつきましては、いよいよ田植えのシーズンにも入ってくるわけですが、ながせが始まります。そういう中で、また真っ黒な汚水が流れるというようなこともあるわけですので、田にも影響するので、そのあたりはしっかり行政として監視をしながら改善をしていくべきと私は思いますが、切にお願いを申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで西村信夫議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中でございますが、13時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

午前中に引き続き一般質問の議事を続けます。

17番山口要議員の発言を許します。

○17番（山口 要君）

ただいま議長の許可をいただきました議席番号17番山口要です。

まず最初に、今、トップリーダーの役割というのがより問われているわけでありましてけれども、イギリスの鉄の女と称されたサッチャー首相は、苦渋の決断というものは、そのときは憎まれても、その後、何世代にもわたって感謝されるという言葉を残されております。そのことを市長には十二分に肝に銘じておいていただきたいということを要望しながら、今回

一般質問を行ってまいりたいと思いますけれども、質問が22項目という非常に多岐にわたっておりますので、答弁のほうにおかれましては簡潔かつ明確なお答えをお願いしておきたいと思っております。

なお、2回目の質問のときから、それぞれ担当課の方にはお尋ねをいたしますけれども、非常に食事後の眠たい時間かと思っておりますけれども、どこにどうやって火の粉が飛んでくるかわかりませんので、心静かにお待ちをしていただきたいと思います。

まず第1番目、その前に入りますけれども、今日の自治体経営においては、新しい価値を創造できる自治体こそが活性化され、元気になってきます。国や県に依存するのではなくして、自分たちで考え、結論を出し、そして責任を持たなければなりません。先手を打って、徹底して自立する地域づくりに取り組むことが今求められております。

さて、第1番目の総務・企画問題であります。

1番目の、ことしの夏の節電対策についてということでもありますけれども、九電によりますと、ことしの夏の需給見通しというものは、去年の節電を見込んだといたしましても、7月マイナス4.6%、8月マイナス3.7%、9月マイナス4.6%ということではなっております。この中で、原発の再稼働、大飯原発においては一昨日、認められましたけれども、九州電力管内においても今夏は電力不足に陥ることが言われております。

そこで、本市における節電対策として、いかに考え、さらには市民への周知等はどう対応するのかということについてお尋ねをしたいと思います。

次に、2番目でもありますけれども、今日、EU諸国の経済危機、特に今回、スペインの財政危機も相まって、日本においては円高、株安と、非常に経済的に不安な状態が続いております。そんな状態を含めて、国の財政というものも非常に厳しい状態になり、総借金においても1,000兆円に迫る中、本市も含めて地方財政というものは今後ますます厳しくなるということが予想されております。2007年に施行されました地方自治体財政健全化法におきまして、よりシビアな形で地方自治体が財政運営に取り組むような形で指示をされております。

そこで、本市の状況におきましても、よりシビアな財政運営を行うための一つの指針として、健全財政条例という制定に向けて検討してはどうかということでお尋ねをしたいと思います。

次に3番目、本人通知制度の導入についてということでもありますけれども、現在、不正取得が相次ぎ、全国では100を超える自治体が制度を設けておりますが、県内ではまだこの通知制度については導入がされておられません。戸籍謄本や住民票の写しが第三者に取得されたことを本人に知らせる、この本人通知制度の導入について、過去に検討された経緯があるかどうか、また、今後の導入に向けての考え方はどうかということでもあります。

次に4番目、職員の業務上の問題についてということでもあります。

本市がより持続可能な発展をしていくためには、市役所職員の皆さん方のやる気と、

そして仕事の段取りというのが極めて不可欠な要素でもあります。

改めて問いますけれども、人事評価制度、これは昨年度12月議会でも質問いたしましたけれども、いつ、どのような形で活用されているのか、また、この制度そのものについてどう評価しておられるのかということでお答えをいただきたいと思います。

次に2番目、先ほど申しましたように、職員のやる気と仕事の段取りということでありませう。管理職の業務上の役割というのは十分に認識をされ、果たされているものとお考えになっているのかどうか。

次に、各職員の担当業務ごと、毎日どの程度の時間をかけているのかを記録する業務管理シートの導入というものを検討してはどうかということでもありますけれども、この業務管理シートについては、太良出身で瀬戸内市の副市長に就任された桑原副市長、この方が提案をされております。

次に4番目でありますけれども、民間企業の改革、改善手法でありますベンチマーキングについて、調査、研究する考えはないかということでもあります。

次に、大きい1番の5番目であります。情報問題についてということでもありますけれども、今日、情報通信技術革命によって、情報戦争と言われるようになって久しい。情報をいかに活用していくかが市の行政の発展していく一つのキーポイントともなっております。

①番目、情報を専門に扱う専任者を配置した部署、これは現在、企画企業誘致の中でグループとしてあっておりますけれども、そのことについてもう一度確認をしながら、設置についてのお考えを聞きたいと思います。

次に2番目、本市のホームページのあり方について再度見直す考えはないかということでもありますけれども、本市のホームページ、余りおもしろくなかったんで、私、とんとごぶさたしておりましたけれども、つい最近、この一般質問を出すに当たって、出した後に開きましたら、がらっと変わってございました。元気通信というものも出てございましたし、また、本市の動きの更新についても、偶然かもしれませんが、ここ1週間、日々更新がされている。そのことについても含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、テレビ放映等を含む各種イベントの際、市外居住者等への告知はいかになされているかということでもあります。

次に6番目、嬉野川周辺整備について。

佐賀市は、多布施川河畔公園など市内の桜の名所で樹勢の衰えた桜が目立っているとして、本年度から市民参加で植えかえを始められるようになっております。本市において、桜並木の樹木のチェックがなされた経緯があるのかどうか、また、現在の桜の状況はどうかということでもあります。

2番目、轟の滝周辺、これはことしのゴールデンウィークにおいても非常な人出を見せておりました。かなりの、ここは嬉野におけるスポットだというふうに考える中で、今後の整

備計画というものをどうお考えになっているのか。

次に7番目、マラソン大会についてということであります。

現在、1月に健康マラソン大会が開催をされておりますが、今後、時期や内容を含めて見直す考えはないかということでもあります。佐賀県においても、桜マラソンを今回、大幅に拡大をしながらフルマラソンの大会を開催するということが今進められております。

次に2番目、今、リレーマラソンがブームを引き起こしております。本市でも開催に向けて検討してはどうかということでもありますけれども、私、昨年度、吉野ヶ里公園のリレーマラソンに出場してまいりましたけれども、出場者が1,000人近くの人が出て、非常ににぎわいを見せておりました。このことについて検討されてはどうかと思います。

次に、大きい2番目、健康・長寿問題についてということでもあります。

1番目、健康マイレージ導入。鳥栖市は、毎日の運動実施や健康診断の受診にポイントを設定し、一定の数に達すれば図書カードなどと交換する「うららマイレージクラブ」制度を6月から始められております。本市においても検討されてはどうかと思います。

次に2番目、高齢者の生きがいづくりの場として、現在、塩田・嬉野両町で高齢者向けの講座が開催されておりますけれども、今後、より内容等を含めて拡充していかれるお考えはないかということでお尋ねをしたいと思います。

次に、過去の提案についてという問題であります。非常に私、しつこいようでもありますけれども、にらまれたカエルと思ってお答えをいただきたいと思います。蛇ににらまれたカエル、私は蛇の役目を果たしてまいりたいと思いますので。

過去、一般質問や議案質疑等でさまざまな提案をしてまいりました。その中で、以下の項目について、その後の取り組み状況を問いたいと思います。

まず、平成23年6月、12月議会で提案いたしました泉源の集中管理、そして、平成23年3月、6月で提案してまいりました自治基本条例、そして昨年の12月提案いたしました空き家条例について、現在の進捗状況をお答えいただきたいと思います。

次に、教育問題についてということでもあります。

学校図書館図書整備5カ年計画について。

①でありますけれども、交付税措置に対する本市での予算配分の状況はどうかということでもあります。

これは、公立小・中学校の学校図書館を充実するために、過去5年間において200億円ほどの予算措置がされておりました。交付税措置でありますけれども、今回、今年度から自治体への財政措置を拡充した、図書整備に200億円、司書整備に150億円、新聞配備に10億円、交付税措置、基準財政需要額に算入されているということでもありますけれども、本市における考え方、取り扱い方をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に2番目、マルチレイヤー・インストラクション・モデルというMIM、多層指導モデ

ルの導入についてであります。

学力や理解度の異なる子どもが混在するクラス内で学習面の基礎的なつまづきを早期に把握をし、それぞれの子どもに合わせた支援を行うMIIMについて調査された経緯があるかどうかということでもあります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

山口要議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、総務・企画問題等についてのお尋ねでございます。また、観光施設の嬉野川周辺整備、そして、以前の御提案と、また教育問題等についてお尋ねでございます。教育長のほうへのお尋ねもございますので、教育長からも後ほどお答え申し上げます。

まず、総務・企画問題についてお答え申し上げます。

まず、節電の対策についてでございますけれども、ことしの夏の節電につきましては、昨年以上の取り組みができるよう、早目に対策会議を立ち上げまして、既にスタートしているところでございます。昨年以上の、一昨年比較で15%以上の節電を行うように各課で対策を検討させたところでございます。

全庁といたしましては、5月から軽装によるクールビズで勤務しておりまして、また、不要時の通電の遮断の確認や残業の禁止などを組み合わせてまいっております。市民の皆様に対しましても御協力をお願いするよう広報を実施するよういたしておるところでございます。また、市民の中には御高齢者や療養中の皆様もいらっしゃいますので、熱中症などに十分注意をして御協力いただけるようお願い申し上げます。

次に、財政健全化条例についてでございます。

現在の嬉野市の財政状況は、将来的に課題が生じないよう運営を行っておるところでございます。県内の自治体の比較では中位に位置づけされております。今後も大きな事業等を予定しておりますし、国の財政状況にかんがみて厳しくなることが予想されております。日常の経費節減の努力が求められるところでございまして、常に現在と将来の財政健全化をとらえながら努力してまいりたいと思っております。御提案につきましては、研究をいたさせたいと思っております。

依存財源が60%を超えていますので、交付税、交付金が流動化が激しくなる中で、変動する状況をルールを一本化して対応できるかが課題として生じるのではないかと考えておるところでございます。先進地の情報等も拝見いたしましたけれども、まずは情報の公開、そして将来の課題、また受益者負担の原則等を明記されておるところでございます。数値目標を入れた条例等もつくられておるところでございますので、研究をさせていただきたいと思

います。

次に、本人通知制度につきましては、導入することを目指して検討をいたしております。県内ではまだ導入いたしておりませんが、進めてまいりたいと考えておるところでございます。先行事例を参照しながら、既に法では認められておりますので、要綱の制定等により運用を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

現在の検討状況では、電算センターのシステム等の関連が必要になるものと考えておりますけれども、特に財政負担等は生じないというふうに判断しております。また、市民の皆様への御理解をいただくためにも広報が重要になるものと考えておるところでございます。

次に、人事評価制度についてお答え申し上げます。

今年度から人事評価を行う計画で進めております。年度末にも評価を予定いたしております。評価の結果により配置、昇任、昇格等の参考に取り扱いたいと考えておるところでございます。

管理職の役割につきましては、現在のところ適切に業務を行っているものと考えています。さまざまに市の組織を代表して業務を行う場合がありますので、頻繁に意見交換ができるよう努めておるところでございます。その際に、私の市政運営の意図については伝えるようにいたしておるところでございます。

次に、業務管理ノートについてお答え申し上げます。

個々の職員の能力が均等に上昇していくことが必要であると考え、職員の研修を進めております。加えて、効率的に業務を推進することが求められますので、業務管理のシートにつきましては検討を指示してまいります。

年間の業務のあり方につきましては、既に異動の際の文書引き継ぎにより理解はいたしておりますけれども、効率化におきまして、全職員が常に理解しながら取り組む必要があると考えておるところでございます。

次に、ベンチマーキングについてでございますけれども、民間の発想等によりまして、御提案につきましては貴重なものと考えておりますので、業務改善の手法として研究をしたいと思っております。

また、行政改革の推進にも力を発揮するものになると考えております。一般的には、類似団体の手法や施策が参考になり、少しでも改善できるよう努力をしております。当然、民間のさまざまな改革も参考になるところでございますので、今後研究を行い、嬉野市の行政サービスの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報問題についてお答え申し上げます。

情報の発信については常に努力をいたしておるところでございます。今後も組織を充実させてまいりたいと思っております。現在も専門職を4人配置いたしております。努力はいたしておりますけれども、継続しての情報発信に努めてまいります。

御意見につきましては、組織の充実を考えておりますので、今後取り組みを進めたいと思います。

ホームページにつきましては、いろいろな御意見をいただき、1年前に再編をしたところでございます。常にチェックをさせていただいております。また、各自治体のホームページで参考になるところについては指示をいたしております。今後も情報を集めて改善する必要がある検討をいたしてまいりたいと思います。

現在は、課題はありますけれども、フェイスブックなど各種情報機関との関連が必要であると考えており、指示をいたしておるところでございます。今後、新しい方法があるかどうか研究をいたさせます。

次に、全国放送などイベントにつきましては、できるだけお知らせをするようにいたしております。イベント等につきましてはホームページなどでごらんいただくこともできます。特に、主なお知らせなどについて、ふるさと会の役員の皆様には前もってお知らせをいたしております。役員の皆様を通じて会員の皆様へお知らせをしていただく手はずもとっております。

また、職員もそれぞれに情報を発信いたしておりますので、できるだけ多く登録いただけるようお願いをいたしてまいります。

次に、嬉野川の周辺整備についてお答え申し上げます。

嬉野川につきましては、河川内につきましては県の管理でございますので、県に連絡をし、整備をお願いしているところでございます。県も予算措置を行い、取り組みをしていただいておりますけれども、一昨年から課題でございました轟の滝周辺内の整備につきましては、課題がありますので、今後とも県と調整をしてまいりたいと思います。

桜並木につきまして傷んでいるものが見受けられますので、今年度に樹木医さんに診断をお願いしたいと考えておるところでございます。

轟公園支援につきましては、今年度の予算をいただき、整備を計画いたしております。トイレのバリアフリー化と駐車場の整備を行うよう計画をいたしておるところでございます。

次に、マラソン大会についてお答え申し上げます。

嬉野のロードレースは36回目の大会になるところでございます。体育協会や陸上競技部の手配で歴史を重ねてまいりました。ロードレースシーズンなので、近隣の大会と調整をしながら開催いたしております。市内の小・中学生から大人まで約800名程度の開催になっております。第20回の大会からは、協議をいたしまして、現在の健康マラソンに大会名も変更したところでございます。

今回、大きなマラソン大会ができないかどうか、既に調査を始めましたので、体協の皆さんとも協議をいたしてまいりたいと思います。

次に、リレーマラソンについてお答え申し上げます。

最近、リレーマラソンが多くなってまいりました。リレーマラソン協会があり、委託を受けて開催がされているところをごさいますて、県内では、議員御発言の吉野ヶ里町や有田で開催されております。

嬉野でも検討はできるのではないかと考えておるところをごさいますて、経費やスタッフ、また協会への委託料などの課題が生じるのではないかと考えております。

次に、健康マイレージについてお答え申し上げます。

市民の健康診査や各種検診への参加を促すことを目的に、鳥栖市が健康マイレージを導入されるとのことです。嬉野市といたしましても各種健康増進事業を行っておりますが、参加されるメンバーの市民が固定化している傾向があります。ことし30歳の方にピロリ菌の検査案内を差し上げるようにいたしましたのも、若いときから関心を持っていただき、生涯元気で暮らしていただくことを目標に取り組みをいたします。

御発言につきましては、今後取り組みを参考にさせていただき、嬉野でも導入できないか、研究をいたさせたいと思います。

次に、高齢者の社会教育についてお答え申し上げます。

嬉野町、塩田町とも合併以前から社会教育を行ってまいりました。年間を通じて開催していただいております。継続して行っているものと、時代に合わせて変化している講座があります。それぞれの会員が興味を持っていただくように工夫をいたしておるところでございます。

今後の講座につきましては、両方の相互参加や中身がマンネリにならないよう、要望などをお聞きして計画してまいりたいと思います。

次に、今までの御発言についての、御提案についてのお答えでございます。

温泉の集中管理についてお答え申し上げます。

温泉の集中管理につきましては、前回の会議で、温泉の利用量の確認をする温泉くみ上げ量の調査をすることで、多くの温泉源の所有者の了解の御返事をいただいたところをごさいますて、温泉のくみ上げ量の確認と使用量の確認を比較して、漏水等の調査をし、把握したいと思います。結果として、現在の漏水温泉量の確認を進めてまいりたいと思います。その後つくります計画書に、この調査を生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、自治基本条例についてお答え申し上げます。

平成23年8月に自治基本条例庁内検討会議を立ち上げ、検討を続けてまいりました。嬉野市には、議会基本条例、地域コミュニティ条例が既に制定されていますので、有機的に結びつける法の体系をとらえながら検討することが必要であると考えておりますて、今後しばらく時間をかけて引き続き努力を指示してまいりたいと思います。

次に、空き家条例についてお答え申し上げます。

以前の議会でお答え申し上げましたように、嬉野市では検討を始めておりますて、同時期

に近隣の市町でも検討しているとの情報を入手しましたので、現在、合同で研究を進めておるところでございまして、まとめ次第、議会に御提案申し上げ、御審議をいただくように考えているところでございます。

次に、教育問題についてお答え申し上げます。

学校図書館につきましては、書籍数、職員数、施設整備につきましては充実させるよう努力をいたしております。

お尋ねの、小学校、中学校とも前年度に普通交付税に措置された額を予算といたして計上しておるところでございまして、今年も確保されることを期待いたしております。小学校で204万円、中学校で190万円となっております。

次に、全国基準との蔵書数はどうかということでございますけれども、小学校平均では全国と比べて124.0%、中学校では100%になっておりまして、全国平均以上にあるというふうを考えております。

次に、多層指導モデルについてお答え申し上げます。（「それはもう教育長でいいですよ」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で山口要議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

そしたら、MIMについてでございますので、御答弁を申し上げます。

MIMは、平成18年から20年度にかけて文部科学省の科学研究室で研究され、学習につまずきのある子どもたちへの多層指導モデルだというふうにして開発をされてきているところでございます。

特別支援教育では、学習に特異な困難を示すLD等の子どもたちが通常の学級には6%程度存在すると言われております。そこで、LDと通常の学級において学習面につまずきを顕著化する前に把握するために開発されたのがMIMだと、いわゆる多層指導モデルだと言われております。

MIMでは、特殊音節の読みに焦点を当て、通常1、2年生のLD等が顕著化する前の学年で3段階の指導が行われております。低学年のLD等の児童にとっては、習得が難しいと言われている濁音「が・ざ・だ・ば行の音」、半濁音「ば行の5音」、長音「長く伸ばす音」、促音「小さな「つ」」で示す詰まる音などを読み取り、絵にあらわす言葉で探しながら学習指導を展開していくというところでございます。

こういった形で、第1段階、第2段階、第3段階という具合にしていくわけですが、第1段階では、通常の学級内で担任による効果的な指導をすべての児童・生徒を対象に行われ、第2段階では、担任や学校が学校内で決定した教員などにより通常の学級内で補足

的な指導を行います。そして、第3段階では、学校が決定した教員などにより通常の学級以外で補足的、集中的に特化した指導が行われてまいります。

現在のところ、MIMに基づく教材が市販はされていますが、一般教員への認知度はそう高くありません。実践事例も非常に少ない現状です。また、MIMについてサポートするコーディネーター等も現状はなかなかおりません。

したがって、佐賀県教育センター等の研究機関等での、こういった特別支援教育の研究実践に学びながら研究をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えにさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは、ただいま1回目の質問に対して答弁をいただきました。

まず、2回目の質問として、1番の4番の2番、管理職の業務上の役割という問題でありますけれども、これについては、昨年度の3月議会においても質問をいたしました。ただいまの市長の答弁によりますと、適切に行われているという答弁があり、そしてまた、会議の中で頻繁に意見交換を行いながら市長としての考えを伝えているということで答弁がありましたけれども、まず、企画部長、今回新たに企画部長に昇任されたわけでありまして、企画部長としての役割、そして進め方、課員のまとめ方等について、どのようなお考えを持っておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（松尾保幸君）

お答えをいたします。

今回初めて部長ということで責任を感じておりますけれども、管理職の役割というふうなことで私が思っていますところは、まず部下を育てること、これについては信用して仕事を任せるといふようなことかなというふうに思います。それから、2点目は、目標を決めるということで、いろんな役割の分担を決めていくと。それから、3点目は、問題解決に向けての話し合いをすると、それからコミュニケーションをとると、そういったぐいのやつを肝に銘じて、総合計画にのりながらやっていこうというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃあ、企画部長、あなた自身としての目標というものを再度お聞かせいただきたいと思

います。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（松尾保幸君）

目標設定については、市の総合計画、これに従いながら設定をしながらやっていくということだと思っております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは、次に総務部長、昨年度もお尋ねをいたしましたけれども、改めて役割等々について総務部長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

総務部長の立場といたしましては、まず部長といたしましては、市長、副市長の業務の統括をするというふうなことがございます。それから、議会に関する、条例に上がっておりますけれども、それに関する、それから、市の政策に関する、ということ、これらの問題の提起、あるいは提供等をやっていくというふうなことでございます。今回、政策に関することにつきまして、嬉野市におきましては、行政会議の規定というものを設けております。これによりまして、より明確に業務等が遂行できるようにということで定めているところでございます。

それから、各部の調整、それから各行事等のすり合わせ等を行うというふうなことを目的にやっております。もちろん、部の統率ということが一番大事なところというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

健康福祉部長。

○議長（太田重喜君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（江口常雄君）

お答えをいたします。

私が今の段階で一番力を入れているのは、職員の現在の事務遂行能力のスキルを上げるといふことに力を置いているつもりです。それで、部長会の後に部長会の報告をしますけれども、その報告の必ず後に、注意事項とかというものを書いて部の掲示板に掲示をしたりしております。

先ほど、ほかの部長からもありましたけれども、部内の調整というものは当然でございますけれども、先ほど申し上げました、私の部の中にいる職員については、そういうふうな一つの基本を身につけさせるということに力を置いております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、3方からそれぞれ部長としての役割等についてお答えをいただきましたけれども、その中に調整というお答えがそれぞれおっしゃいましたけれども、私は調整も大事ですけれども、一応部長としての役割の中で部における一つの方針、どう、どれを優先的にしていきたいか、それで、部としての、例えば、企画においてはどんな企画が望ましいのかということについても、やはりそれを示していくべきだというふうに私は思うわけです。そのことを十分に踏まえておいていただきたいと思います。そのことの中で、次の問題に進めていきたいと思っております。

3番目の1で、空き家条例について、先ほど市長の答弁によりますと、調査を進めていた、その後、2市3町の中に取り組んでいくというふうな答弁がありましたけれども、どの程度このことについて、私は昨年の12月、これはもう早く取り組んでくださいよということで申し上げましたけれども、今日までどの程度まで検討されたのか。

実は私は、これは武雄市の市長のブログの中で、伊万里の市長からそういう提案があったときに、一緒にやりましょうということをやったというふうなことをブログに書いてあったわけですよ。私はそのときに、もう12月の時点で私は提案したことが頭の中にありましたから、何で嬉野市が先になって、そのことに取り組んでいかなかったのかという、非常に残念でならなかったわけですよ。とりあえず、今まで、そこで一緒になるまでの中で、どの程度、研究、検討されたのかということについてお答えをいただきたいと思っております。ちょっと待って。課長はかわったばかりでしょう。部長としてどのように考えられるか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

空き家条例につきましては、昨年の12月の議会で御質問いただいたところでございますけれども、その後、確かに九州でも徐々に制定の動きがあっているということでございます。

本年の4月現在で8自治体が制定をされたということで……（「もう、そういうことはいいんです。だから、どれくらいあなたのほうが取り組んだかということだけ」と呼ぶ者あり）

現在の状況といたしまして、新聞報道等で報道されておりますけれども、そのようなことで4市4町の自治体で今、研究会という形で進めているところでございます。今後、その研究会の内容に従いまして条例を制定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私が言っているのは、そういうことじゃないでしょう。昨年12月言って、2市4町になったのは最近のことなんです。だから、そこまでの中で嬉野市としてどれだけ取り組んでこられたのか。そのときには、検討していきたいという市長の答弁もあっているわけなんです。私はそのことを言っているんですよ。

今、ほかの市がやったら、そこに乗っかっていく、そのことは何も聞きたくない。嬉野市としてどのような取り組みをしたかということは今言っているわけなんです。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

12月の議会後のお話ということで（「そういうことです」と呼ぶ者あり）ございますけれども、（「はい」と呼ぶ者あり）それにつきましては、担当の部署をまず定めるところがございまして、建設課でやっているところもあれば、企画でやっているところも、各市でまちまちでございまして、そのようなことを、どの課で所管をするのかということも含めまして、関係課で打ち合わせを行っていたところでございますが、そこに来て、今申し上げましたように、新聞報道等ございました、研究会のお話ございましたので、そちらのほうに加入をしたというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

その話が持ち上がったのは、つい最近ですよ。12月から、もう3カ月以上経過がしてたんですよ。だから、市長としては、そのときの答弁では、できるだけ早く取り組みたいというふうな答弁があっているわけなんですよ。何回会議されましたか。で、市長として、そのことについてどう思われますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議会が終わりましてから、すぐ検討をさせておりました、先進地の情報等も集めをいたしておりますので、私としては、6月に出せればということも考えておったんですけど、ちょうどそのときに、いわゆる広域圏のごみの焼却の問題がございます。それで、空き家条例等がですね、どういう形になるかわかりませんが、一部そういうものにひっかかることもあるというふうに考えておりましたので、そういう中で、うちは先に進めておったんですけども、広域圏を形成している伊万里市さん、武雄市さんと一緒に勉強していったらいいんじゃないかということで、一緒に進めておるということでございます。

以上でございます。（「何回会議したかおっしゃって……」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

正式な会議といたしましては開催いたしておりません。打ち合わせ程度の会議でございます。それから、あと空き家情報の調査、空き家等の調査等を行うようなことで進めていたところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私はもう、部長をいじめるつもりで言っているわけじゃないんですよ。やっぱり、市長が議会で、前向きに取り組んでいきたい、積極的にやっていきたいという答弁を受けた後で、先ほどの市長の答弁では、市長の考えを十二分伝えながらしていくというふうな、さっき答弁があったわけです。そういう、今お答えをお聞きしていると、なかなか市長の考え方が伝わっていない、やっていないというふうな気がしてならないわけなんですけれどもね。市長、どうなんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

私の考えは常に伝えてはおりますので、それで、業務の流れについてもチェックをいたしております。そういうことで、おくれとかいうことについてはいろいろ意見があると思えますけれども、やはり希望した議会等に提案するためには、今の時期はこういうことを詰めて

くれとか、情報を集めてくれとかいう指示をいたしておりますので、その指示に従って動いているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう、この問題だけしてもしようがないですので、やっぱり各担当部課長におかれましても、そういう市長の前向きな答弁があったときには、積極的に会議等を含めて取り組んでいくという形を今から示してくださいよ。

次に、節電対策に行きます。

節電対策については、先ほど市長の答弁によりますと、今夏、昨年以上に、早くから対策会議を開催したと、一昨年比較で15%以上見込んでいるということが答弁であっております。そして、金曜日の山下議員に対する答弁によりますと、昨年の節電は目標を達成した、残業は本年は全面禁止としたい、時間差通勤、時間差出勤、要するにフレックスタイムですよ、フレックスタイムについては検討中と、市民へは広報等を通じてお願いしていくという金曜日の答弁があっております。

このことを踏まえながら、実は、ことし節電目標として、その数値というものをどれだけの数値を目標設定しておられますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

昨年の結果を踏まえたところ、昨年20%近くの節電ができております。それはそれで実績としてあるわけでございますけれども、冒頭お答え申し上げましたように、15%以上の節電をするようにということで指示をしているところでございます。

以上でございます。

九電さんのほうからは10%程度ということで来ておると思います。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは、担当課で、今市長が15%以上の節電と目標の設定をされましたけれども、そのことについてどのように、どのような形で取り組んだら、その目標というものがクリアできるというふうにお考えになっておられますか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

お答えいたします。

実は、庁舎での節電対策につきましては行動計画をつくりまして、6本ぐらいの柱を立てまして、その中でエアコンの抑制とか、パソコンの機器のシャットダウンとか、照明器具の間引きとか、いろんな形で節電対策を行っております。また、先ほど市長が申しましたように、節電対策会議の中で関係する公的施設を持っている関係課につきまして、おのおのそれぞれの目標数値を立てまして行動計画をつくっております。

1つの例を申しますと、学校につきましては緑のカーテンをつくるとか、あるいは公的施設については節電の呼びかけのチラシを配布する、掲げるとか、そういう形で先ほど申しました15%以上の削減はできる、可能というふうに見ているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、財政課長の中で緑のカーテンということを申されました。この緑のカーテンについては、昨年、私は緑のカーテンコンテストを実施してはどうかというふうなことで御提案申し上げました折、市長は、二月前より取り組んでいこうと思った、しかし、一度行政においてやってみて効果を確認しないと、なかなか厳しいものがあるということを感じる、とにかくことしはまずやってみて、効果があるということになれば、ぜひ進めていきたいというふうな昨年度の3月議会の答弁がっております。

昨年度、その緑のカーテンについては効果があったんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

効果があっていないとは思いませんけれども、実は時期的に少し遅かったということをして反省いたしまして、ことし、とにかく早目にやろうということと、また、整備の仕方等について課題があったということで、昨年よりは少し早目に取り組みまして、また、何と申しますか、植え込み等も昨年より少し変えてやらせているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃあ、市民への緑のカーテンコンテストについては、昨年度、それくらいの効果というものが余り認めなかったから、わからなかったら、ことしはやらなかったということで私は受けとめていいんですかね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

昨年、効果がなかったということは語弊がありますけれども、結局、時期的に、やはりこの取り組みが遅かったということでございまして、ことし、ぜひ成果を上げて、節電について確実にこういうことで成果が上がるということになると、市民の方にもまたお知らせをしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ある程度の、今、市長の答弁の中では、効果がなかったということではなくして、効果があったと、ある程度の効果はあったということで認められているわけでしょう。そうですね、今お答えをお聞きしますと。

ならば、例えば、昨年提案した緑のカーテンコンテスト、先ほど申しましたように、効果を確かめて、そして、それがよければ市民に対してやってみたいという答弁をされているんですよ。そのことについては、どうお考えになっているんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、課題もあったとっております。そういうことで、ことし、肥料から、また植え込みの時期、取り組みの時期から、昨年よりは相当早目に早目にやっておりますので、成果が出てくればというふうに思っております。

昨年、全然成果がなかったかというのと、秋口にはあったかもわかりませんが、本当に節電効果として緑のカーテンが評価できるものであったかどうかというのは、ちょっとまだわかりませんので、ことし、計画どおりに何とか成功させていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

蓄電池については、その後どう対応されておられますか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

蓄電池につきまして、今、非常に蓄電池、マイクログリッドとか、いろんな形で蓄電池を、夜間に蓄電しまして、昼、放電という形で、いろんな形で企業さんも研究をされているわけなんですけれども、やはり課題になっているのは、蓄電池の性能ということでございます。それにつきまして、若干まだ蓄電池の性能が向上していない部分もございますので、もう少し時間をいただければ、今後検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に、LED電球、これについては昨年度、市長は、これはぜひ取り組みをしていきたい、今検討しているのは防犯協会あたりと協議をして、防犯灯あたりもそういう形で切りかえられないかと考えているところである、今後調査をしてみるというふうな答弁をされましたけれども、その後の取り組み、そして防犯協会あたりとの話し合い等はどうされましたか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

防犯協会が今、嬉野地区と塩田地区と久間地区、五町田地区と分かれておりますので、分けて御説明したいと思います。

嬉野地区の防犯協会につきましては、発言させていただいた後、すぐ検討いたしました。LEDの電球については、取りかえはできるということでございましたけれども、いわゆる丸球しかですね、今のところ、そのまま取りかえる場合は丸球しかないということでございましたので、調査いたしましたところ、実際、丸い防犯球がついているものは嬉野でもごくわずかでございまして、かえるならば蛍光管の入った、いわゆるLEDと、蛍光灯の形をしたLEDがいいということになりまして、それで、じゃあ、やろうかということで検討しましたけれども、蛍光灯の形をしたLEDになりますと台からかえていくというふうになっておりますので、昨年、防犯協会でご検討させていただいて、一応見送りと。しかし、今年度の防犯協会の中ではもう一回、取り組みについて検討していこうという結論を出していただいて、

今年度また検討していただくというふうに思っております。

また、塩田地区のそれぞれの防犯協会については、防犯灯の管理等もしていただいておりますのでございまして、それで、一気ににはできないけれども、各地区の防犯協会でも蛍光灯形式の防犯灯についてもできるだけ交換を進めていこうという話し合いをこの前していただいて、私も意見等も申し述べさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それで、次から次に進んでいきますけれども、スマートメーターについて検討、研究された経緯はありますか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

スマートメーターにつきまして、スマートPV蓄電システムとか、いろんな論文が出ております。ちょっと専門的な部分もございまして、論文を読んだというぐらいで、それ以上はちょっと私も踏み込み得ない状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

このスマートメーターについては、東電なんかはまだ余り進んでいないんですけれども、九電においてはもう18万戸に導入されているんですよ。ですから、これについては九電のほうに問い合わせをしながら、少し検討していただきたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次に、フレックスタイムですけれども、先ほど申しましたように、山下議員の答弁に対して、フレックスタイムは検討中という金曜日の発言、答弁がっております。

実は昨年度においては、私がこのことについて質問した折、総務部長は、今の段階ではやらないほうがいい、市長は、現在検討しているということの中で、最終的には、今後検討していくというふうな答弁になったわけでありましてけれども、もうそれから1年経過して、ことしもまた、まだまだそのことについて検討中ということで受けとめていいわけですか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

前回、昨年ですけれども、フレックスタイムとサマータイムの取り組みについてということで御指摘がございまして、答弁といたしましては検討するというところでございました。今年度につきましては、趣旨が違うのではないかというふうな御指摘いただきましたので、フレックスタイムにつきましては嬉野市としての取り組みはできないのであろうということの判断を持ちまして、フレックスタイムの導入はあきらめております。それで、時差的な出勤制度というふうなものを取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

じゃあ、その時差的な出勤というのをどのようにお考えになっているのか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

時差的出勤につきましては、時間を早目に来ていただいて、その分について早目に退庁していただくというふうな制度を取り入れたいというふうに考えております。

それから、後の時間で、例えば、夜の会議等に出なければいけない場合につきましては、出勤の時間を少しおくらせるとか、そういうふうな感覚で今、調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

フレックスタイムと時差出勤ということについての違いというのはどのようにお考えになっていますか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

フレックスタイムにつきましては、決まった時間の内で時間を調整しながら、コアタイムという時間を設けまして、それを前後にずらしたり、時間を調整しながら週単位、あるいは

月単位での調整をしていくというふうなことで考えております。

時差出勤につきましては、申しましたとおり、7時間45分の時間の範囲内で時間を調整しながら、前に持ってきたり、後に持ってきたりというふうなことで時間を調整しながらやっていくというふうな手法というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、フレックスタイムは無理だということがわかった時点で、この時差出勤ということに取り組みられるようになったわけでしょう。それがいつごろからそのようなことに取り組みられる結果になったんですか。そのことについて、まだ検討中ですか。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

今年度の節電対策ということで、どのような取り組みをするかということで協議をいたしまして、それで嬉野市としましては時差出勤制度を取り組みたいということで、今そういったことで規定を設けて、今確認をとっているという段階でございますので、早急にこれは実施をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

いつから取り組まれる予定ですか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答え申し上げます。

時差出勤につきましては、一定の規定を設けまして、本年の7月から一応実施をしようかなという計画であります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

このように、先ほどからずっとリンクすることなんですけれども、大体、もうことし、来

年といっても、こういう節電に向かって努力しなきゃならないということはわかっているわけですので、そのことについて何をどう取り組んでいこうかと、じゃあ、フレックスタイムがダメならば、そういう時差出勤であるとするならば、もっと春のうちから取り組んでいて、もう6月早々からそのことについて始めるべきじゃなかったんですか。そう思いませんか。

○議長（太田重喜君）

総務課長。

○総務課長（永江邦弘君）

お答えいたします。

取り組みとしましては、やはり、この節電に合わせて早目の取り組みをしたほうが良いというふうなことも考えておりましたけれども、この時差出勤制度につきまして、少し緊急といたしますか、調べてみる必要もあったものですから、少し遅くなりましたけれども、とりあえず7月から施行しようかということで一応課内で検討したところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

スピード感なんですよね。スピード感なんです。ですから、さっきから何回も言いますように、昨年の夏の時点である程度の結果は見えてきて、これは無理だということがわかったわけですから、じゃあ、冬の間に取り組んでいて、節電対策に向かうべき6月から取り組むべきだったんでしょう。私はそのことを言っているんですよ。

だから、何となく話、答えを聞いて、先送り先送り、土壇場になって、やっと取り組むということしか、私には感じられないんですよ。

だから、冒頭言いましたように、今から行政、本当に厳しい状況になる中で、ある程度のスピード感を持って対応していかないと、ほかの自治体に取り残されてしまう。私はほかの担当部課長さんにもそのことを申し上げたい。

次に行きます。

次に、情報問題でありますけれども、まず、専門職の配置については、今後組織の充実を図るというふうな答弁をいただきましたので、できるだけ速やかな形で、そして、いい形で専任者を配置して、嬉野が他市に負けないような情報発信をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

今、例規を見ますと、企画企業誘致課の情報グループとして情報化の推進に関すること、情報システムの管理運用及び保護に関すること等々、いろいろありますけれども、もう少しそこら辺で、企画企業誘致、そのグループ内でも多岐にわたっておりますので、なかなか

か専門職という形でとれないんじゃないかと。カメラ撮ってあるとかなんとか、そういう方は別にしてもですね。だから、そういう面で情報発信する専任者というものを設けていただきたいということを要望しておきます。

次に、ホームページの見直しですけれども、今後も改善していくということでもあります。フェイスブックとの関連については今後検討していただきたいと思ひますし、その中で、今回、元気通信ということで3月予算の中から持ってきて、今回しておられますけれども、あれは非常におもしろい。これについては一年ぼっきりという形ですよ。来年については、このことについて取り組まれる考えはどうなんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の元気通信につきましては、国、県の事業等を通じて行っているところでございまして、来年度についてはまだ検討をいたしておりませんので、今のところは年度内の事業というふうにご考慮しております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これについては、予算も伴うことでもありますけれども、できるだけ単独予算を使ってでもしていただきたいということでの要望をしておきたいと思ひます。

その中で、もう1つ、これは非常に言いにくいことなんですけれども、市長に対して。ホームページの中で、以前から気になっていたんですけれども、市長のあれ、前は市長室だったのかな、それがいつからか市長のつぶやきというふうなことになっております。実は、私、そのつぶやき、ツイッターでもつぶやきと言ひますけれども、辞書を引いてみましたところ、つぶやきとは、つぶやくこと。つぶやくこと、いわゆるつぶやく、ぶつぶつと小声で言う、そして、くどくどとひとり言を言うというふうな意味合いになっているわけなんですよ。ですから、私はあそこの市長のつぶやきという、そのつぶやきの言葉については、市長の部屋なりなんなりという形で変えられたほうがいいんじゃないかなという気がいたしますけれども、市長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

つぶやくということそのような意味では考えておりませんでしたので、御指摘については検討したいと思いますけれども、大体、今回のホームページをつくることについて、まずは親しみやすい、読みやすいということを前提に考えましたので、いわゆるごあいさつとか、市のですね、そのような形でトップがごあいさつするとか、そういうものはやめようというふうなことで、日常のことをありのままに知ってもらおうということでスタートをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

市長は国文科出身ですので、そこら辺、重々わかっておられると思いますので、ぜひそのことについては検討していただきたいというふうに思います。

次に、テレビ放映等を含む各種イベントの際、市外居住者等への告知はなされているかということでもありますけれども、できるだけ知らせていると、ホームページ等で知らせていると、ふるさと会の役員さんには前もって知らせていると、そして、今後、登録者数をふやしていきたいということでもありますけれども、今、ふるさと会、先般のひるぷれのために、どのような形で関東ふるさと会、大阪ふるさと会の方に、嬉野会の方に情報連絡されましたか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

こういうことで、ふるさと会のほうに連絡したほうがいいという情報をいただきましたので、その情報ソースでございます観光商工課の担当より、東京のほうのふるさと会の事務局さんあてに電話をしていただいたところでございます。そのとき事務局さんは不在でございましたので、奥様にその旨、伝えていただいたということで確認しております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

市長の答弁は、できるだけ知らせているということですよ。今、企画企業誘致課長の答弁では、その情報は私が流したんですよ。連絡したほうがいいんじゃないですかと。そのひるぷれについて、東京在住者の方は知らない方が多かったんですよ、私が電話したときには。それで慌てて、そちらのほうに連絡したんですよ。

市長の答弁じゃ、できるだけ知らせているということであっておりますけれども、それと矛盾するんじゃないですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ひるふれのときは、そういう話かわかりませんが、それ以外のいろんな嬉野の放送とか大きな催し物についてはお知らせをしているわけでございますので、御理解いただいているというふうに思っております。先方の組織の中でも、ずっと連絡体制をつくっていただいておりますので、流していただいているものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これで言いますと、ホームページにもひるふれのことは一切載っていなかったんですよ。せっかく全国放映される、あのようなイベントについて、嬉野市のホームページに何にも掲載されていないというのはおかしいんじゃないですか。それについてどう考えますか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

さまざまな情報につきましては市のホームページを使って発信するようなことで、会議等を通じて、すべての課の皆さん方に言っているわけでございますが、なかなかすべての情報が企画企業誘致課のほうに来て、ホームページに掲載できるという状況であってはいなかったのではないかと反省しております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そしてね、先ほどの答弁の中で、企画企業誘致課長にあって、それをまた観光商工課に回す、縦割りじゃないですか。あなたの所管でもできることなんじゃないですか。あなたの所管でふるさと会、握っているわけですから。何もあえて観光商工課に回して、観光商工課に連絡させることはないでしょう。そう思いませんか。市長、どう思いますか、そのことについて。（222ページで訂正）

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いろんな情報のルートは持っているわけがございますので、できるだけ早く届けるように指示はいたしております。そういうことで、行き届かない点もあったと思いますけれども、やはり観光商工課でも企画企業誘致課のほうでも、先方とのルートは総務のほうで持っておりますので、一応向こうに連絡をすれば向こうで回していただくというふうな手はずになると思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

いや、手はずじゃないんですよ。手はず以前の問題なんですよ。そこに来た、私が連絡したことをあえてまた観光商工課に回す必要もないでしょう。それで、ふるさと会というのは、さっきから申しますように、企画企業誘致課の所管になっているわけですから。だから、そこですぐ連絡取り合えば済むことなんですよ。今後、そういうことで気をつけていただきたいということだけ要望しておきます。（222ページで訂正）

次に、嬉野川周辺整備についてということであります。

これについては、先ほど答弁の中では、今年度に桜のチェックについては調査をしたい、そして、周辺整備についても今後県と調整をしていきたいという答弁がございました。

今、嬉野川河畔の桜、これは大体何年ぐらい経過しているということで認識をされておりますか。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口健一郎君）

お答えします。

あそこは区画整理で整備をされて、川端緑地ということになっていていると思いますが、四十四、五年ぐらいは経過していると思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そうですね。今の華翠苑周辺、それから第四区画整理、そして、それから先のほうが第五区画整理であって、今おっしゃるように河畔公園でなっているわけです。あわせて言えば、轟小学校の前の駐車場のところの桜については、あれは県河川ということで県が植えてくれた桜なんですね。

桜の寿命というのは大体50年ということで俗によく言われております。そうしますと、も

う一番、極端な言い方しますと、50年ということから計算しますと、あと四、五年というところの桜も結構あるわけなんです。今の時期はなかなか見にくいわけなんですけれども、桜の満開の時期、あそこを通ってきますと、かなり、もう桜が咲かない木とか、枝が枯れているとかいうふうな木が結構見受けられます。ですから、できれば早目の対応をしていただきたい。そして、枯れてしまってから植えてもどうにもなりません。

そういう意味で、例えば、桜と桜の間に今植えていくと、ちょうど前の桜が枯れる時期にその次の桜が咲くというふうな形になっていきますので、将来を見据えた形で早くそこら辺の手を打っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

そして、もう1つ、これはもうあれなんですけれども、式浪地区、陶土屋の裏のところに桜が植栽をされております。せっかくですから、今後、今の桜の並木をずうっと塩田まで持ってくるという、本当に遠い将来のことになりますけれども、そういうことも少し考えてもらってもいいのではないだろうかという気がいたしますけど、市長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

式浪の桜につきましてはボランティア団体の方が植えられたということで、私も確認をいたしております、立ち会ったときもございます。そういうことで、結構いい並木ができてきているというふうに思っております。

ただ、塩田川のほうになりますと、やはり河川上にはなかなか厳しい面がありますので、そこらはちょっと研究をしなくちゃいかんだろうと思います。土手には植えられないわけですので。じゃあ、どこに植えていくのかというふうな課題が出てくるんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほどの植栽にということになりますけれども、佐賀市は市民にも呼びかけて今後展開していくというふうなことでされております。

以前、御提案申し上げましたけれども、今後について、例えば、名称、もう市民に寄附してもらって植栽をするということについても、公園内でありますけれども、そこら辺を考えていいんじゃないかなという気がいたしますけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市民の方の御協力をいただくということについては、もうすばらしいことであると思えますので、いろんな計画をしていきたいというふうに思っております。

また、公園の管理等につきましては、一昨年から市民の方の御協力をいただいて管理をするという制度を導入しておりますので、そこらを踏まえて一緒に動かしていただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう1つ提案ですけれども、轟の滝周辺に今、滝に向かって左側のほうにアジサイをずっと植えてあります。あそこ、アジサイをもっともっと植えていったら、すごくいい景色といいますか、景観になるのではないかなという気がしているわけなんです。あそこにはアジサイがうってつけじゃないか。春は桜、夏ごろはアジサイということで売り出していくためにも、ぜひ、あそこら辺にアジサイの植栽をもっとふやしていったらどうかというふうに思いますけれども、建設・新幹線課長、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

確かに、私どものほうで轟の滝の公園、管理をしておりますので、ぜひ現地を見させていただいて研究をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

現地を見られるときに、あわせて、その左側のほうの公園、そこら辺でもちょっともう一遍確認をしてください。非常にみっともない形で今ありますので。

1回目のときに申しましたように、轟の滝、本当にゴールデンウイークのときには車を止められないほど、お客さんが多かったんですよ。あそこの川の周りにわんさわんと人があふれていて。ですから、そういう面を考えると、いい観光スポットというふうになっておりますので、今後、多少の手を加えてでもしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

そして、細かいことになりますけれども、轟橋の下に、ぴよんぴよん橋がありますよね。あそこの一番、渡ってすぐのところ、あれは渇水期には渡られるんですけども、少し雨が降ったり、冬場でも雨が降らなくても越えられないんですよ、一番手前の一つだけ。あそこについては、少しかさ上げするようなことを考えられたほうがいいかと思います。1つあって、そこだけ低いんですね。ですから、もう冬場にはほとんど向こうのほうに渡られないんですよ。せっかく、ぴよんぴよん橋があっても、何にも効果、果たしていないという状況ですので、県とも少し相談をされて検討していただきたいというふうに思います。

次に行きます。

マラソン大会、これについては今回、マラソンについて調査を始めたということでありませけれども、もう少し詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

地域づくり・結婚支援課長。

○地域づくり・結婚支援課長（山口久義君）

お答えいたします。

5月の初めに、いわゆるさが桜マラソンの主催者のもとにお伺いをいたしまして、いわゆるあそこはハーフマラソンが一番最長ということでございますけれども、あわせて情報を把握されている分について、フルマラソン等についてもお聞きをしてきたところです。

以上です。

さが桜マラソンと、あとフルマラソンの情報についても、佐賀以外の、熊本城マラソンあたりはことし第1回目ということで開催をされていますので、その辺のところについても情報をお聞きしてまいりました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

まだ少し先の話になるわけですね。できるだけ調査、検討して、開催できるような形で進めていただきたいと思います。

1つ、今、健康マラソンで気になる分があるのは、実は、小学生、中学生、そして一般というふうな形で今開催がされております。最後の10キロ、皿山へのマラソンのときには、お客さん、見る人、だれもいないんですよ。小学校、中学校のあっているときには結構、御父兄の方がいらっしゃって、見ていらっしゃるわけなんですけれども、そういう面で、少し順番等を入れかえるというふうなこともあわせて考えてみてもいいんじゃないかなという気がいたしますけれども、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今の御意見につきましては、以前、議会だったと思うんですけど、お話をお聞きしましたので、お客様がだれもいないということはもう現実でございますので、それで、そのとき、体協のほうに多分そういう話をさせていただきました。そのときについては、やっぱり、結果的にはできないという結論でしたけれども、私も、進行上の警備の問題とか、いろんな課題を言われたんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私も何回か、その10キロを走らせていただきましたけれども、私は一番もう最後に来ますので、そのときにはもう、ただひたすら、お客さんがいない中を本通りを走ってくるだけなんです。非常に寂しい。少しでも拍手が来れば、最後頑張ってみようかという気になりますけれども、もう本通りに入った途端、へこんでしまうわけです。それは私だけじゃないかと、ほかの方もそういうふうにお考えになっていらっしゃると思いますので、ぜひこのことについては、さっきも市長が申しましたように、私も以前御提案を申し上げた経緯もあります。もう一度検討していただきたいということで要望しておきます。

リレーマラソンについては検討できると考えているということでもあります。私も思ったのは、みゆき公園、あそこを使ってできないかなというふうに思っているところがあるんですよ。今回、屋内ドームもできますし、そこら辺の記念イベントといいますか、そこら辺も含めて、ぜひリレーマラソン、ドームの分もありますけれども、そういうグループについて提案をしながら、要望しながら、していかれたらというふうに思いますけど、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

リレーマラソンについては、冒頭申し上げたとおりでございます、関係者の御協力をいただきながら取り組みができればというふうに思っております。

それで、みゆき公園内のコース等につきましては、以前、あそこでマラソン大会を開いていただいた経緯がございますけれども、非常にアップダウンが激し過ぎて、なかなか普通の方が走る場所としては非常に厳しいという話をいただいておりますので、コースのとり方を

どうするのか、そこらについては、やはり検討する必要があるというふうに思います。今既存のみゆき公園の中の道路を走ることになると、アップダウンが非常に厳し過ぎるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

こういう細かいことまで、この場でするのは非常にあれなんですけれども、下から上がっていくときついんですけれども、あそこ、多目的広場から使って上のテニスコート周辺までするのだったら、そう落差といいますか、それもないわけなんですけどね。そういう面も含めて、今後検討していただきたいと思います。

次に、人事評価制度についてでありますけれども、これ、今年度から、先ほどの答弁ですと実施をするということでありましてけれども、昨年度の答弁を見ますと、市長の答弁の中では、昨年度試行期間ということで、評価者の訓練もしているし、また評価を受けるほうの訓練もしている、これを何回か繰り返して行って、1年間を見てみて、結果的に点数がつくわけで、その点数についてもお互い説明し合って、合意をしていくという能力を高めなければならぬと思っているということで答弁をされております。

この1年間、昨年度やってみて、そのことについて点数等についてどのようにお考えなのか。

そして、副市長については、今、評価者と評価を受けるほうの専門的なチェックをさせていただいて、新たな課題も出てきていると、そして、それについてはいろいろテーマとして、やっぱり地域貢献度あたりも入れるべきだろうということも考えて、試行をしていこうというふうに考えているという、そのことについての再度確認の意味も含めて答弁をいただきたい。

部長は、能力評価と業績評価というものを2つに分けて評価をすると、また、この評価についても5段階に評価をしていくわけだけれども、この中で自分の目標を設定するわけで、この目標についても正しくないのかをチェックしながら、上司と話し合い、地域への貢献度や住民に対する接遇も評価の対象、これを1年間行い、3月の段階で新たに取り組むわけとなるという、3月の段階で新たに取り組むわけとなるということについての答弁をいただきたいと思います。それぞれ。

○議長（太田重喜君）

副市長。

○副市長（中島庸二君）

お答えいたします。

実は、この人事評価制度を導入した当時の総務部長でございました。そういう形で、非常に内容を見ておりましたけれども、今課題といたしましては、これだけ地域コミュニティとかサポーター制度あたりを職員としてするに当たっては、そういう評価項目が少な過ぎるんじゃないかという反省をしております。一般に通り一遍の評価制度のモデル的なものをある程度砕いてつくっていただきましたけれども、それでも実際の実務に、実務もそうでしょうけれども、地域貢献度あたりをもう少し評価をしたほうがいいんじゃないかなということをお返事をしております。

そういう形で、本格的実施に向けましては、その辺をもうちょっと、点数の価値としても上げて少し評価をすべきだろうということを思っております。今のところはそういうところで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

総務部長。

○総務部長（中島直宏君）

お答えいたします。

前回の答弁といたしまして、能力評価、業務評価を行ってということで、これを検証いたしまして、3月の段階に取り組むというふうなことで答弁を申し上げておりました。それで、1年間の試行を行いまして、3月の時点でこれを集計いたしまして、今点数をいただいているところでございます。それで、今現段階、この内容につきまして、24年度においては、先ほど副市長申されましたけれども、内容について、住民に対する接遇、あるいは項目の中でですけども、地域への貢献度、こういうものを取り入れながら、24年度においてはやったほうがいいんじゃないかというふうなことで考えておりますので、今その作業をこれから行っていきたいというふうなことで考えておるところでございます。作業としては、もう24年度に入っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

市長にお尋ねします。

この人事評価制度について、今の段階でどう評価をしておられますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今までの進め方については、初めてのことでありますけれども、成果を上げていきたいというふうには思っておるところでございます、若干まだまだ修正するところはあるというのは十分承知をいたしております。しかし、先ほど担当部長が申しあげましたように、最終的には点数がついてくるわけでございますので、その点数をもとに、私なりにまた職員との面談等もしながら決定をしていきたいと思っておりますので、効果としては上がってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それは効果を上げてもらわなきゃいけないですよ、500万円もの金を使ったわけですからね。

現在、人事異動等については、もう今そのことは全然参考にされていなかったんですかね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

現在取り組んでいる分については、まだ参考にいたしておりませんが、日ごろの業務の内容等については、これは担当課長、それから私なりが把握しておりますので、それをもとに調査をしながら、異動をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それは上から下への評価ですけども、これは皮肉な言い方になりますけれども、下から上への評価というのは、もう全然、今後考えられないですかね。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今度の人事評価制度につきましては、やはり管理職は管理職なりに評価を受けるわけでございますので、いわゆる評価する側と評価される側と両方の立場になりますので、そこらについてはある程度厳しいものがあるなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今後についてですね、そのことは置いておいて、昇任試験ということについては市長はどうお考えになりますか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私は、昇任試験は必要だというふうに思っております。ただ、もうしばらく、やはり人事体制等が落ちつかないことには、試験をしても、その結果をどうするのかというのがなかなか課題がございますので、合併しまして、まだ目標の人員削減等も果たしておりませんので、そういうものが済みました後には、これは人事の人員の平準化というのも当然出てくると思いますので、それは当然、昇任試験等も行いながら管理職が育っていくということが大事であろうと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もうあと5分しかありませんので。

自治基本条例については、もうきょうの答弁聞いて、これは当分先のことだなど、余り取り組まれる意思がないのかなというふうに受けとめておりますけれども、少し時間をかけてでも、できるだけ速やかな形で条例制定に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

集中管理については、今の状況でいきますと、もう合併特例債の期限までもう3年しかありません。一連の工事期間見ますと、ほとんど時間がない。もう現在の状況で、果たしてどうなのかなというふうに考えますので、再度、次の議会あたりでも、もう一度この問題について御質問をしてみたいと思います。

そして、財政、本当は私、この財政問題についてもっとしたかったわけでありましてけれども、健全財政条例、これについて、ちょっと簡単にいいですから、財政課長、今、あなたの手元に多治見市の健全財政条例をお持ちだと思います。それをお読みになって、どのようなことに取り組んだほうがいいのかというふうなことについて、簡単に一言だけ。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（筒井 保君）

簡単ということでございますので。

多治見市さんの条例を見せていただきまして、やはり、ここで責務の部分がうたってあります。市の責務、議会の責務。私、ちょっとこれを見まして、それ以上に感じた部分は、行政サービスに受益者と税の負担関係、やはり、国のほうでは社会保障と税とかいう形でされておりますけれども、やはり行政サービスを受けるためには、それ相応の住民の負担が必要ですよ、これを知らないと健全財政には持っていけないという部分がありましたので、ここだけがちょっと気になったところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

この2条の中にあるのは、その将来の負債、その負担が意思決定に参加できない者によっても担われることに留意して決定しなければならないという文言があります。このことが一番大事なことではないだろうかというふうに思います。

そして、もう1つは財政判断指標、今、本市では公会計等について取り組んでおります。この財政指標というのが、今のところではそれがない。だから、そのことについても今後検討をしていただきたいというふうに要望をしておきます。再度、この条例を読み返していただいて、そして理解をしていただき、前向きに進めていただきたいというふうに思います。

健康マイレージについては、鳥栖、始まったばかりですので、少し状況を見ながら、今後検討をしていただきたいと思っておりますし、そして、実はもう鳥栖市の前に静岡県袋井市、ここは日本一健康文化都市宣言というものを掲げながら、この問題にもう数年前より取り組んでおります。この事例等はもう出ておりますので、このことも少し参考にしながら取り組んでいただきたいということを申し上げておき、教育の問題については、本当に申しわけございませんでしたけれども、次回、機会があれば、このことについて詳しく、また御質問させていただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（太田重喜君）

これで山口要議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで14時45分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

先ほどの山口要議員の発言で本人から発言の訂正が求められております。これを許します。
山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほど一般質問の中で、ふるさと会の所管を企画企業誘致課ということの中で質問を続けてまいりました。そのことについて所管が間違っておりましたことにつきまして、井上課長に大変迷惑をかけたことをおわび申し上げたいと思います。そして、発言の訂正をしたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

それでは、引き続き一般質問の議事を続けます。

13番神近勝彦議員の発言を許します。

○13番（神近勝彦君）

議席番号13番、神近でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私は今回、社会文化体育館の計画、また、実施、そして、生活保護、観光施設、そして、土曜開校の4項目について質問をしております。先ほどまでは山口要議員のすばらしい質問のために、執行部の皆様方におかれましてはお疲れになったと思います。心穏やかな時間を先ほど15分間の中でいやされたと思いますので、私の時間につきましては気持ちが落ちついた中で御答弁をいただければというふうに思います。

それでは、1項目めの社会文化体育館の計画、実施について質問いたします。

現在、実施設計そのものが進められております。工事発注そのものがいつになるかというものは確実なところ私はまだ聞いておりませんが、ここ三、四カ月のうちにおおむね実施設計は立ち上がっていくものだろうというふうに思っているところでございます。

そういう中で、私どもは議会のほうに基本設計の説明、あるいは中間での御報告等を受けてきたことではございますが、その中でやはり一番問題になるのは、これから箱物をつくった場合のランニングコストがどうなのか、そして、ランニングコストの中の人件費をどうするのか、このあたりが一番の課題ではなかったかと思っております。今までの説明の中では、どうしても実施設計そのものが立ち上がっていかないことには、そのランニングコストはわからないというふうなことで執行部のほうからは御説明があっていたわけなんですけれども、もうおおむね固まった状況になりつつあると思いますので、現段階の中でどれほどのランニングコストがかかるのか、その点について御答弁をいただきたいと思っております。

また、先ほど言いましたように、箱物を運営するには人件費が一番私はネックであると思います。今までの中におきましても私は社会教育課をその体育館の中に持っていけば、8時半から5時までの通常勤務の中での人件費は削減ができると、そして、5時以降につきましては、これは執行部のほうから御提案をいただいたわけではございますが、現在の庁舎の管

理、今、5時からガードマンの方がいらっしゃいます。社会体育館につきましてもそのような体系をもって人件費の抑制を図りたいというふうな、そのときは一つの案としてお伺いしたわけでございます。その後、あれから二月ほどたったわけでございますので、その後、どのような人件費の抑制を図る方向性が生まれてきたのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

次に、現在今、お話をした分はあくまでも市が直営で行う場合の案でございます。これを最初から指定管理とすれば、また全然考え方が違うわけでございます。そういう中で市直営でいくのか、やはり指定管理を最初から持っていくのか、このあたりがやはりまた大きく影響があるものと思いますので、その点についても御答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、音響施設でございます。

ある施設の関係者に先般お会いをして、その関係者の中からこのようなことをお伺いしました。近隣の市町村の指定管理のスタッフの方でございますけれども、初めて音響施設を見せていただいたときに、今まで一度も使っていない機材があると。これは何のために入っているのかということで市役所の方に、担当の方にお聞きしたところ、一番最初の設計の折にコンサルタントか設計者かわかりませんが、これは必要ですよというふうに勧められて市としては購入をしたというふうなことを言われたそうです。その指定管理者のスタッフの方は、こういう無駄なお金を使うぐらいなら、もっとほかのところに使えばよかったのというふうな感想を持ったということで私はお聞きをしました。そういうことを聞きましたものですから、今回の一般質問の中で音響施設について、これはコンサルタントとか、設計士の意見ばかりではなくて、嬉野市には今ボランティアでいろんな音楽関係の方がまちをにぎわそうということで今一生懸命やられております。そういう方々の御意見を聞きながら、本当に施設に合った音響施設、機材等を購入されるべきではないだろうかということで音響施設の購入についてお尋ねをしたいと思います。

ほかの3点につきましては、質問席にて行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（太田重喜君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

神近勝彦議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、社会体育館の計画、実施についてということでございます。

社会体育館の建設につきましては、着工に向け努力をいたしております。御発言のランニングコストの課題につきましても、できる限り少なく見込めるよう努力をいたしてまいったところでございます。現在のところ、嘱託職員を2名配置したと仮定いたしまして、人件費を含みまして2,200万円を見込んでおるところでございます。中身につきましては、ホール

で1,200万円、アリーナで1,000万円というふうに見込んでおります。

次に、御提案の社会教育グループでの施設内の対応につきましては、以前も御提案をいただいておりますので検討したいと思っておりますけれども、中央公民館の位置づけの問題もございますので、今後、検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、指定管理の御提案でございますけれども、開館当初につきましては市が直接管理をいたしまして整備を進めてまいりたいと思っております。条件が整い次第、指定管理へ移行できるよう早目に努力をいたしてまいります。

次に、音響の機材についてということでございますが、既に専門の音響のコンサルタントが舞台装置、また、音響装置なども含めて検討をしていただいておりますのでございまして、議員御提案につきましても参考にしながら、また協議をしてまいりたいと思っております。

以上で神近勝彦議員のお尋ねについて、お答えといたします。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

人件費につきましては嘱託員を2名ということで、全体の2,200万円ということで今お聞きをしたわけでございます。となると、嘱託員の2名ということであれば、概算人件費が450万円程度ぐらいだろうというふうな気がするわけなんですけれども、その程度ということで考えておっていいのか。そして、その2名というのが、要は開館時間というのがおおむね8時ぐらいから夜は10時ぐらいまでだろうと思うんですよ。そうなったときに2名というのが、あくまでも時間制の交代制の中で2交代制をとられていくというふうなお考えでいらっしゃるのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

既に私どもの市有の施設では嘱託職員をお願いをしておるわけでございまして、大体平均的には、いろいろ違いますけれども、大体200万円程度を見込んでおるところでございまして、今のところお2人ということで、ですから、2,200万円のうちの400万円ぐらいは人件費ということですか。あとはやはり電気料とかそういうものがかかりますので、できるだけコストを抑えていこうということで考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

人件費の金額についてはおおむねそうだと思うんですけども、先ほど質問しましたように、結局、要はアリーナ、またホールについても、結局、先ほど言ったように、言い方を換えれば8時ぐらいから夜の10時ぐらいまであけておくわけですよ。ですよ。お1人が結局8時から10時まで勤務できるわけじゃないんですよ。ですから、その2名が結局その嘱託職員が勤務できる時間で2交代というふうな形で考えていいのかですね。そのあたりは一応今の考えの中ではどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

後ほどのお答えともダブる部分ございますけれども、一応担当課としては、いわゆる中央公民館まで一緒に見ていこうという中で検討をしているというふうに聞いておりますので、ですから、全体的には数名になるわけでございますので、それで交代しながら勤務をしていくというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

中央公民館の人材との併用ということで現在のところ考えていらっしゃるということですよ。私としては、何かの結局団体さん、先般の中間の報告のときに、これも課長のほうから一つの例、あるいは案としてちょっとお話をいただいたのが、NPO団体を、文化施設団体ですね、ああいう団体さんに一つの事務局としてそこに入れてもらうことによって、要はその管理をしていただくことも一つの案としてあるのではないのだろうかというふうなこともお聞きをしたわけですよ。それはそうなってくると、指定管理というふうな形の中での項目になりますので、先ほど市長が言われた最初の直営とはいささかつながりませんし、その後、二、三年後の運営のほうにひっかかってくるのではないかなという気がするわけですけども、やはり400万円の人件費をいかに少なくするのが一番の課題だと思うんですよ。先ほど中央公民館との兼ね合いがあって、社会教育課をそちらのほうに持っていくことは難しいというふうなことをおっしゃいましたけれども、一応もう目の前に迫っている建設、そして、完成というのが約1年半後の中で、このあたりについてやはり人件費をいかに抑えるかということについては、まだ再度十分に御検討なされるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

組織的に言いますと、先ほど難しいというふうに答弁はしなかったつもりでございまして、中央公民館の管理との関係もございしますので、どのようなのが一番組織として管理するのが両方うまくいくかということはこれから検討したいと思います。

また、うちの担当が申し上げましたように、いろんな団体、組織があるわけですので、いわゆる将来的に組織の育成とかということまで考えていけば、よそでも、例えば、体育施設は体協にとかいうことございまして。そういうことも勉強させていただきたいと思いますが、当面、できるだけ早くそういうような形に持っていきたいと思いますが、当面はやっぱり開館したときには何が起きるかわかりませんし、何が不足しているかわかりませんし、また、将来のそういうふうな配置がどこまで可能かということ、しばらくは直接ちょっと管理をすることによって把握をしたいという気持ちがございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

わかりました。一応おおむね今市長が言われたことについては納得をするわけですが、近隣の今指定管理をやられるところのお話をちよろっと聞いたんですけれども、やはり1年半後に嬉野のほうでこの文化体育館ができるということで、かなり危機感を持っていらっしゃる。今、近くの中で嬉野の文化関係の団体さん、ピアノであるとか、ダンスであるとか、あるいはそういうふうな音楽関係の方が今定期的にそういう施設をお借りされているというふうなお話があるわけですよ。そういう方々が、やはり嬉野にできれば、どうしても嬉野の施設を使いたい、なるべく貢献したいというお気持ちになられるということで、多分今使っている嬉野の団体さんは多分うちの施設を使わないだろうという危機感を今持っている。ですから、それを穴埋めするために、また、新たなやはりいろんなそういうふうな団体さんと呼ばなくちゃいけないということで、もう動いていらっしゃるというふうなお話を聞きました。ですから、これが行政が直接やれば、そのあたりはなかなか動きがとれないわけですよ。でも、指定管理をされている、あるいは民間であるからそういうふうな動きができるんですよ。

そして、市長が今言われたように、最初の1年、2年ぐらいはある程度施設がうまく運営ができるのか、あるいは現在の照明であるとか、いろんな機材関係が本当に想定どおりに動くのかというふうな試験的な運用関係もあると思いますので、それはいたし方ないと思うんですよ。ですけれども、やはり今後いろんな意味で施設を有効利用するためには早目に指定管理にしていく、そして、民間の力の中でいろんなイベント関係を引っ張っていただける

ようにやっていただきたいというふうに思います。これについてはもう多分答えは、私の考えと一緒にしようので要りません。

あとは電気代関係、光熱費関係、これさっ引くと1,300万円ですよ。設計の方で一応言われているのが、なるべく空調関係にお金をかけないというふうなやり方の中で、地熱を利用してやっていきたいというふうなお話があったわけですが、やはりそのあたりでかなり光熱費関係はおさまるといいうふうに考えとっていいんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

お答えします。

ただいまの御質問で、空調関係でそういった地熱関係を使うから経費が抑えられるかという御質問だと思います。

現在、先ほど市長が申された金額の中で光熱水費というのはトータルで750万円程度でございます。そういうのが積算をされた場合にそれが入っていたかどうかちょっと私確認していないんですが、ただ、嬉野市の体育館、あるいは公会堂、そういったもの使用状況、時間等を勘案して、新しいところに持ってきての数字でございますので、先ほど申したとおり、それが反映されているかということとはちょっと確認できておりません。申しわけございません。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

私どもが説明を受けたときに、通常であれば何千万円でしたかね、約2,000万円近いふうな形でたしか空調関係があったんじゃないかなというふうに、間違っていれば申しわけございません。それが結局、地熱を取り込むことによって、夏の冷房、あるいは冬の暖房関係に利用できて、そして、そのことによって光熱水費がかなり抑制されるというふうな説明を受けたわけですよ。ですから、そのあたりをもう一回、担当課としては御確認をしていただきたい。単純に嬉野市の体育館、これが年間の今光熱費1,000万円ですよ。950万円から960万円近かったと思います。ですね。ですから、嬉野市の体育館が約1,000万円、今回の分でいくと750万円ですから、ただ単純比較にすれば、ここでまた250万円ほど新しくできる分の、計画ですけどね、安いと、現在の市の体育館に比べれば。そういうふうな計算になるわけですよ。ですから、そのあたりが多分考慮できているのかなという気が私はしたわけなんですけれども、そのあたりをもう一回聞いていただいて、そういう本当に取り組みができていのかどうかというものをやっていただきたいと思います。ただ、中学校の建設にしても、そのような建築方法を使いながら多分設計をやられていると思うんですよ、一緒の設計士さ

んですから。ですから、そのあたりも十分ちょっと踏まえた確認をしていただきたいと思
います。

次に、音響機材についてお尋ねをしたところでございますが、やはり専門の方というのも
今お話を聞かれているのはわかるんです。でも、やはりどうしても納入するほうにしては、
なるべくいい機械で多種多様の機械というものを置きたいという気持ちが強いと思うんです
よね。ですから、そこで最低限度というところぐらいでおさめ切れるかどうか、それとも、
最大規模で持っていくのかで、その予算そのものが大きく変わってくると思うんですよ。一
応参考として、市内にいらっしゃるそういう音響関係の方とか、そういうふうな御意見を聞
きながら、やはり機材購入は進めていただきたいと、再度市長のほうに要望しますが、いか
がですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

既に一応コンサルのほうに依頼をしていただいて、実際、この間、ホール等のいわゆる経
験があられる方、実務に詳しい方がコンサルについていただいているというふうに聞いてお
りまして、また、全国的にも信用のある方だというふうに聞いております。そういう点で確
かなものを入れていただくというふうに思っております。

ただ、議員御発言につきましては、一応担当のほうから設計のほうにもお伝えさせてい
たで、地元は地元なりにどういうものが入るかということについては理解する必要がある
と思いますので、そこらについては手配をさせていただきたいと思ます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

一応それでは、文化体育館のことに関してはここらあたりで終わって、次へ行きたいと思
います。とんとんとんへ行きたいので、よろしく願います。

次は、生活保護についてお尋ねをしたいと思ます。

生活保護、これは今かなりテレビ、新聞等をにぎわわせておりました。これについて、今
現在、一つの問題になっているのが扶養義務者と生活保護者との関係ということでかなりク
ローズアップされて、中には謝罪の記者会見等もあったわけでございます。そういう中で厚
生労働大臣、このあたりが法の改正が必要ではないかというふうなことで今、多分そのとき
は私見だろうとは思いますが、法の改正に向けてどうも動き出しつつあるようでござ
います。

そういう中で、本市の状況というものをちょっとお尋ねしたいんですが、嬉野市の受給者の状況というのは、平成18年度でいいますと、165世帯の208人だったんですよね。それが平成23年度におきましては、227世帯で293人というふうに、結局、ここ5年くらいの間に世帯数としては約60世帯、対象人数としては約85人ふえているわけですよ。これは毎年毎年増加の傾向にあります。これは嬉野市だけではなく、全国の自治体すべてがこのような状況であるというのはわかるんですけども、あくまでも23年度の私、実績を申し上げましたが、それから、ここわずか二、三カ月の間にこの293人、227世帯は増加したのかどうか、あるいは減少の傾向になったのか、このあたりについて今の状況はいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

24年の4月現在の実施状況ですが、231世帯、298人という実情になっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

23年度から比べると、結局、ここ2カ月、3カ月近くのわずかな期間の中で、結局は227からですから、4世帯の方がふえたというふうになるわけですよ。こういう受給者の状況の中で、私は高齢者の方もあるだろうけど、嬉野市、特に嬉野町周辺については母子家庭の方も結構多いんじゃないかなと、佐賀県の全体的な市町の中で嬉野市については多分母子家庭の方も多いいんじゃないかなという気がするわけなんですけれども、受給者の中でどうなんでしょうかね、割合として。件数までは要りません。他市町と比べて、母子家庭、あるいは高齢者世帯、あるいは障害者世帯というふうな感じの中ではどういうふうな状況でしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

世帯の形態としては、御指摘のように、満遍なく傷病の世帯とか障害の世帯、母子世帯ありますけれども、一番多いのは傷病者世帯、それから、高齢者の世帯、母子世帯、おおむねそういう順番で構成がなされております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

この申請を行うときは、担当者であるケースワーカーの方が結局実施要領に基づいて、その方の収入であるとか、そして、資産とか、あるいは先ほど問題になったというふうに親族関係の扶養の可否等というものをお尋ねになられると思うんですよね。そういう中で調査が行われているものとは思いますが、扶養義務者への調査というものは嬉野市ではどのようにとり行われているのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

生活保護の申請を出された後に、それぞれの調査を行います。その中で扶養義務の調査に関しては、嬉野市の扶養義務の履行徹底指導事項実施要領に基づいて実施をしておりますが、新規の申請の際はその都度実施をしております。その範囲ですが、民法の規定で直系の血族、親と子、祖父母及び孫、この範囲が絶対的扶養義務者という範囲に位置づけられておりまして、この直系血族の人に対しては直接文書で扶養に関する調査を実施しております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

近辺にいらっしゃるのであれば、市役所からちょっと車で行ける、県内であればですね。ただ、結局、県外、あるいは遠くにいらっしゃる親族については、私はちょっと調査したところによると、書類等の郵送で終わっているというふうなところを聞いたんですよ。嬉野市については24年度の今回の当初予算の中に、県外扶養調査ということで11万8,860円一応つけられております。この分が結局遠い場合の調査の予算というふうに考えていいのかどうか。あるいは余りにも遠かった場合は、もうそのような調査費は使わずに郵送だけで現在終わっているのか。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

扶養義務の調査に関しては、先ほど御発言にあったとおり、遠方の方の調査は文書で調査をいたしております。この中で、既に受給中の方の中にも今回の新聞報道であったケースと同様に、新規の申請の時点では扶養能力がなかったというところも年月を過ぎて、その資力というか、扶養能力が上がってあろうというところもあります。先ほどの県外の調査に関し

ては、そういう扶養能力を有するだろうと思われるところに出向いて行って、扶養義務の調査を行うと、そういう趣旨のものであります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

なかなか扶養義務者の能力があるかどうかの調査というのは、かなり難しいと思うんですよ。ですから、これの調査というのも強制力がないというふうに伺ったわけですよ。ですから、資産等についても、申請された本人さんは、先ほど申し上げたように、銀行口座とかなんとかを調べるわけですが、その親族、親さんであるとか兄弟さんについてはそこまでの調べる権限がないというふうに書いてあるわけですよ。そういう中で、あくまでも口頭だけの調査でしかできないとなった場合、なかなか本来の法でうたってある親族の扶養義務というものがなかなかできていないというのが今回の事件といたしますか、そういうものにつながっているのではないかなという気がするわけですが、現在の嬉野市において、そのような事例があれば、多分対応されていると思うんですよ、はっきりとした事例が。そういう事例を今つかむことができるんですかね。現在今、ケースワーカーの方が何人いらっしゃるって、どれだけのそういう世帯を持っていたらっしゃるのか、ちょっと私把握していないんですけど、嬉野市のケースワーカーの方が本当にそのあたりまで、先ほど課長が言われたように、もう年月によっては能力を持った親族になれる方もいらっしゃるかもわからないというふうにおっしゃるわけですよ。だから、そのあたりの調査というものが本当に現在のケースワーカーの人数でできていらっしゃるのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（杉野昌生君）

お答えいたします。

現在、ケースワーカーは3名で担当しております。扶養義務の履行に関しては、議員の御発言のとおり、強制力があるものではありません。ただ、今回の報道でも道義的な部分でいろいろ求められて、このてんまつになったということですが、現在、国からの事務の指導ではその扶養義務を強制的にとり、ある程度強烈に求めるという方法じゃなくて、お互いの協議の中で扶養を求めるよう努めなさいと、その程度の調査で指導がなされているところです。ただ、ケースの中には当然扶養能力を回復したところもあるだろうという想定はできるんですが、そこに出向いて行って、果たして扶養義務の履行を強力に求めるというのはある程度の限界があるかと思えます。今、実態としてはそういうところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

そのあたりが改善できないことには、こういうふうな事例は多分消えていかないだろうと思うわけですね。結局、収入があるのに、理由もなく扶養を拒否する場合は、自治体は家庭裁判所に申し立てができるというふうに法の規定はあるわけですね。それはあるんですよ、間違いなくですね。ですけれども、その調査をするところがもう限られて、限度があつてなかなか裏づけの資産というのを調査が今のところはできていないというのがまた法の中であるというふうに、限られているというふうに理解をするわけですが、市長、今、現在の法の中でかなりそういうふうな矛盾した法の中で、やはり市としてはなるべく助けるべき人は必ず助けなければいけないけれども、やはりそういうふうに法の抜け目といいますか、そういうふうなところを利用した利用者といいますか、生活保護者についてはやはり自立を、あるいは扶養義務者に対する扶養の義務というものを今後要請をしていかなければならないと思うんですけれども、このあたりについて市長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先般の報道等によりまして、国の動きが出てきたということでございますけれども、この前の報道を見ておりまして、非常に課題を逆に生じる部分があるんじゃないかなというふうに思っております。と申し上げますのは、やはり血縁関係の存在自体を否定されるような場合もあるわけございまして、そういう中で、じゃ、法で賦課して本当に納付をしていただくのかということにつきましては、今度はまた財産権の問題とかいろいろ出てくると思いますので、やはり任意で扶養義務を負っていただくということを最終的にはせざるを得ないというふうに思っております。

今、議員御発言がありましたように、私どもとしては、こういう時代ですけど、皆さん非常に努力をして頑張っておられまして、医療の生活保護等、これはやむを得ない場合がたくさんあるわけでございますけれども、一般の生活については嬉野市内においては比較的増加傾向ではないわけでございますので、そういう点ではぜひ社会への普通の生活によって自立していただくというふうな職業支援とか、そういうものをできたら我々としてはやっていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

現在、嬉野市におきまして、そういうふうな事例というものは、市長の御答弁でいくと余り、余りというか、現在のところはないというふうを感じるわけですね。なるべくどうしてももう生活そのものが困窮して、どっちかといえば、就職難と、就業難ということで、なかなか生活基盤そのものが安定できていないというふうなところが今強いんじゃないかというふうなことで御答弁をいただきました。

今回の質問は、あくまでも扶養義務者と保護者の関係での質問ですので、これ以上の質問はちょっと次回のおきにやりたいと思います。その点についてはまたいろんな問題点があることはあるんですよ。どっちかという、一番の問題は医療扶助が一番問題なんでしょうけれども、そういうところで、そういう問題点については別のところで御質問をしていくわけですが、そしたら現在、今3名のケースワーカーの方がいらっしゃると。法的といえますか、標準的には80世帯ということでございますので、240世帯、今嬉野では231世帯ですか、現在のところ。ということは、標準的なところではクリアができていくというふうには理解をするわけです。しかしながら、もうぎりぎりのところですよ。都会においては、それも80という標準数を超えて、今100であるとか110であって、もう物すごくケースワーカーの方がそちらのほうに追われてしまって、先ほどから問題になっている扶養調査関係というのが十分できないというのが現実にあるというふうにお聞きをしているわけです。

嬉野においても今のところ3名ですけれども、これが逆にあと1名ふえることによって、もっとそのようなところの扶養の調査であるとか、いろんな就労の支援関係、一応県のほうから1名、嘱託職員で入っていらっしゃいますよね、就労支援については。ですから、就労支援を入れれば、とりあえず生活保護に関して職員というのは一応4名いらっしゃるというふうには理解をするんですけれども、その就労支援員はケースワーカーとは違うと思うんですよ。ですよ。ですから、人的な問題も全体の職員数の削減とか、いろいろあって難しいところはあると思うんですけれども、このケースワーカーの現在の3名を結局4名にアップをするという考えは今のところないんですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の状況は、法定の担当者数には至っておりませんが、ほとんどフル回転と、フル回転という用語がありますが、ほとんどもう残業残業しながら頑張っているというふうな状況でございます。

また、いろんな書類等もございますけれども、今回のようなまた確認事項等も出てくると

ふえてくると思いますけど、もちろんふやしたがいいと思いますけれども、全体的な人員の中でどう扱っていくのか、そこらを研究しなくちゃならないと思います。

ただ、さっきのお尋ねでございますけど、やっぱり法的にはっきりした形を国のほうが示してもらわないことには、末端のケースワーカーさんにしろ、私たち自治体にしろが非常に逆に混乱をして、もう日常業務自体が今度は、認定作業その他が今度は進まないというふうなことになりますので、できるだけ早目に国のほうの結論を出していただきたいと。また、それに応じて人員が必要であれば、私たちとしても対応しなくてはならないというふうに思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、市長が言われたとおりだと思います。国のほうがどういうふうに法の改正をやるのかというのもまだ未確定でございますし、どういうふうな中身になるかもまだまだ全然わからない状態で、この報道だけがちょっと先走った状態で、多分地方自治体、私たちのようなところが今混乱をしているのが実情じゃないかなという気がいたします。

そういう中で、市長におかれましては、今、国の責任というふうなことをおっしゃいましたので、やはりそのあたりについては国のほうに早急に解消するなら解消する、一部改正というとか、あるいはするなら、やはり人的な支援であるとか、あるいは予算的な支援であるとか、そういうものについて嬉野市の御意見を十分国のほうに伝えていただきたいと思えますし、担当者におかれましては、今、市長が言われましたように、3人がもう残業しながら業務をクリアしているというふうにおっしゃいました。ですから、担当者としては、市長としては全体の職員数のことを考えられていらっしゃるんですけども、担当課としてはやはり3人を4人にしてくださいというふうな強い要望あると思うんですよ。ですよ。ですから、そのあたりをやはり7月の人事異動関係もう目の前に迫っていますけど、強い御希望をされて、先ほど山口要議員の中で残業をなるべくやらないようにというふうなことを言われていますよね、市長のほう。必ず何曜日から何曜日については残業しないと、で、節電するというふうなこともおっしゃっておられます。そういう中で、一部のそういうふうな職員については毎日毎日残業だと、そういうふうな状況であれば、やはりさっき言いましたように、職員の増員というものを強く求められて、職員のケアについても十分配慮をしていただきたいと思えます。部長、課長、そのあたりをお願いしておきますね。答弁は要りません。

それでは、生活保護については終わりたいと思えます。予定を大分過ぎてしまっておりますので。

次に、観光施設について御質問をいたします。

書いておりますように、湯宿広場、あるいは湯けむり広場、そして湯遊広場、シーボルトの湯、そして嬉野橋の改修というふうに、今後は第二笹屋跡の検討ということで、今、嬉野の温泉街を中心にいろんな憩いの施設、広場というものが整備、あるいは核ができてきたかなというふうに思います。先ほど山口要議員の質問の中にもありました轟公園の再整備であるとか、あるいは河川敷の桜並木の整備の話も出ました。そういうふうなところの整備をやりながらも、塩田川の南側については今のところ何もそういうふうな憩いの場がない、あるいはもう河川敷の緑地帯、公園にしかないというふうな状況で、あれがあくまでも桜の時期だけなんですよね。ですから、ほんの一時だけの結局憩いの場的にしかありません。

そういう中で、ああいう南側のほうにも何か施設が必要じゃないかなという気がしますが、市長としては塩田川の南側のあの周辺について何か構想的なものはお持ちでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

嬉野川を挟んで、今、観光施設、いわゆるホテル、旅館が大きく2つぐらいに分かれておられるところをごさいます、以前からいろんな整備のお話も来ております。それで、この南側につきましては、いち早く、いわゆる国の事業を使いまして、歩道の再整備を行わせていただいて、今のところ、旅館がありますところについては平の歩道で歩けるよというよことで歩行者優先の歩道整備をさせていただいたところをごさいます。

そしてまた、私たちの道路関係とも関係ございましたけれども、固有の名前出しちゃいかんですけれども、和楽園さんの前にポケットパークを若干つくらせていただいたというふうな状況をごさいます。

それで、私どもとしてはやはり回遊性とか、そういうものを求めて歩道整備もしたわけをごさいますので、今、特にどうこうというのはありませんけれども、ぜひ全体の地域にそのような施設ができればというふうには考えておるところをごさいます。

ただ、この前の観光協会の総会の中で会長等が御発言されたものにつきましては、観光客の回遊性という中で、きょうの答弁も重なりますけど、本通りの再整備をぜひ進めていきたいというふうなことをおっしゃって、その本通りの中にいろんなものをつくらせていただいて、そこにお客さんが集まっていただくというふうなことを観光協会としては考えていきたいというふうな御提案がっておりますので、きょうの議員の御提案等もまた観光協会にも伝えまして、南側の旅館街にもたくさんお客さんお泊まりになるわけをごさいますので、そこの連携というんですかね、そういうことについても協議をさせていただければというふうな思っておるところをごさいます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今、観光商工会さんとのお話の中で本通りの再整備、これは大分以前の一般質問のときに、一方通行とかいうお話を提案させていただいて、当時、たしか一ノ瀬部長が課長だったときですかね、本通りのいろんなところにお話をさせていただいて、一方通行のお話をさせていただきましたけれども、最終的には地元の皆さんから御理解を得られずに、今のところそれが実現していないというふうな経緯もあるわけでございます。今回また観光協会さんのほうからいろんなそういうふうな御提案をいただいたということで、本通りについては少しずつそういうふうな回遊性、あるいは利便性というものに大分実現ができていっているのかなという気がするんですけども、要は何度も言いますが、橋の向こう側ですよ、川の向こう側。一つ一つの旅館さんは一つ一つやはり自分たちの生き残りをかけて一生懸命やられているというのは市長も御存じだろうし、やはり私たちもいろんな情報を見る限り頑張っていらっしゃるなと、若い方が本当に今までと違った発想の中で、若い方とか女性客なんかをつかまえていらっしゃるなというようにも感心をしているんですよ。しかしながら、その一つの旅館という建物では個々の努力で頑張っていらっしゃいますけれども、その周辺をしたときに、結局、その地域から本通りまで行くのはいいんですよ。でも、その近くのところには何もないというところがやっぱり一つのまだ整備できていない点ではないかなという気がしてなりません。ですから、あの周辺に何かもう1つできればなと思うんですよ。場所的にいけば、元のパチンコ屋さんの跡地であるとか、あるいはユーリープラッツの跡地とか、土地的にはもういっぱいあって、どこがどうなのかということは私も指摘はできるわけでもございませんけれども、やはりああいうところに何か一つあれば違うんじゃないかなと。ただ、本通りなら、あくまでもお湯館があるから足蒸しがあるとか、足湯ができるとかというふうに設備ができるのであって、川から向こうは源泉を市が持っている、配管そのものがないので、そういう施設はできないんですよ。もうそれも十分私もわかっているんですよ。ですけれども、何かないかなと思って、私はインターネットでずうっと観光施設についてあっちこっち開いてみて、やはり一つ、あっ、これは何かいいなと思ったのは、一つの例として聞いてください。

東京都のほうの昭和の森というふうな公園があって、そこで結局噴水に、どこでもやっていらっしゃると思うんですけども、音楽とLEDの7色を組み合わせた噴水のイルミネーションと結局そのような一つの芸術をつくっていらっしゃるのがインターネット上にあつたんですよ。噴水の高さは大体3メートルぐらいだったんですよ。ただ、7色のLEDを使っていらっしゃいますので、結局7本の噴水口から、極端に言ったら7種類の色が出るということで、あっ、これいいなと。音楽そのものもいろんなジャンルによって噴水の圧力を変えることによって変わっていきますので、これは嬉野は水は余っていると言ったら語弊があ

りますけれども、割と余裕があるような地域ですので、それもほら、水道水を常に使うわけじゃなくて、循環型で使えますので、もし、そういうふうなところで御興味があるようでしたら、そういうのもひとつ考えていただいでどうなのかなと思ったところでした。

できるだけそういう施設ができるように、早目に考えていただきたいと思います。

次、行きます。土曜開校について行きたいと思います。

この点については午前中の園田議員の中で教育長がもう嬉野は2学期制度をやっているから、土曜開校についてはほとんど必要ないというふうな、土曜開校の日数で授業日数の確保というものはもう必要ないというふうな御答弁をいただいたわけなんですけど、私が思うに、結局は授業の日数そのものは現在の2学期制度で何とかできていると思うんですよね。午前中の御説明もあったように、授業のおくれた分とかなんとかは長期休暇の分の中で補習的な意味合いの中で個別的にやられていると思うんですけれども、授業日数そのものというよりも、1日の授業時間ですよね。これが現在の、現在というか新しい指導要領になったときに、かなりきつんじゃないかなと、子どもたちにとって。私は土曜開校そのものが、今、窮屈になった1日の授業を土曜日開校することによって、子どもたちに若干のゆとりを与えられるんじゃないかなというふうなことも思ったんですよ。要は、教職員の方と子どもたちが触れ合う時間帯というものを若干でも1日30分ぐらいでもゆっくりした時間がとれるんじゃないかなというふうな気がするんですけれども、この点についてのお考えはどうか。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ゆとりのある、あるいは子どもと触れ合う時間の確保ということではないかと思えますけれども、実は23年度の時間でいわゆる1,015時間当たりで試算をしております。例えば、それでいきますと、大体中学校関係では1、2年生は50時間近く現在オーバーしております。したがって、その時間でも触れ合う時間の確保はできると。3年生が早く卒業しますので、年によっては20時間程度になるというようなところですね。したがって、小学校についても大体平均をしましても、23年度の授業時数確保状況からすれば、大体50時間ぐらい余裕時間がございます。したがって、そういう時間の中で、例えば、6時間している部分を5時間に縮めて、夏休みあたりは本市では各学校、出前寺小屋とか、あるいは学校によっては自主学習会とか学習ボランティア会というのをしていますので、そういうことをすれば、さらに余裕はあるわけがございますので、したがって、学校の職員は通常、夏休みも勤務をいたしますから、そういうところでいくと、夏休みをそういった長期休業中に当て込んで授業日に振りかえるというのが、土曜日をとりますと、先生方の指定休を夏休みにまとめどりをしなくちゃならないわけですよ。だから、そういう視点からすれば、どちらかという、いわゆる今、学習ボランティアでありますとか、出前寺小屋あたりも充実させて、例えば午前中でも

すれば時間的余裕は出てまいりますので、それを例えば6校時を5校時で終わってというふうなこともあります。

そういったことから考えられるわけですが、ただ、放課後の子どもたち、早く帰せば、早く帰したときの御家庭での受け皿等もございますので、したがって、そういったところも総合的に判断していかないと思っております。

したがって、土曜開校については、県のほうの2011では、「土曜・日曜、あるいは長期休業中の中で」というふうなことで表現をしておりますので、それを全県的に26年度までに全市町でお願いをしたいということでございますので、私の考え方としては、教育環境整備をことしの夏を中心にしてできますので、来年の夏休みからはその夏休みの自主学習時間をそれぞれの学校のレベルに応じて時間を確保して授業日に振りかえるということになると、もっとふだんの授業の触れ合いの時間が出てくるし、一口で言うと、利が出てくるのではないかというふうに思っております。そういう形で対応したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

現在のところは小学校についても、中学校についても、新学習指導要領に当てはめても50時間程度の余裕があるということで、放課後についての時間的余裕というものも十分確保できるような状況にあるというふうな御答弁をいただきました。

ちなみに午前中の園田議員の質問として答弁の中で、授業参観の件をおっしゃったかと思うんですけども、授業参観、基本的に土曜日やられていますよね。これ、振りかえ休日がございますよね。それ、私、以前、文教におったときにもたしかお尋ねしたかもわからないんですけども、今、教育長が言われた放課後に早く子どもを帰した場合の子どもの安全面というものをおっしゃいました。私、前々から思っていたのが、土曜日の授業参観をやられることによって、振りかえで月曜がお休みなんです。親は、要は仕事なんです。子どもだけが月曜日家にいるんです。ですよ。そこが私、矛盾だと前々から思っていたんですよ。委員会のときにもたしか御質問した経緯があるかと思うんですけども。

ですから、振りかえ休日で平日に休むこと自体が私はちょっと違うんじゃないかなという気がしてならないのですよ。ですから、あくまでも、教育長が言われる土曜開校というものと土曜日の授業参観というのは、あくまで振りかえだから違うよというふうな言い方をおっしゃるかもわかりませんが、私は、ですから、そういうふうな平日に学校を休んで子どもたちを1人で家に置くよりも、土曜日、そういうふうな授業参観の日だけは土曜開校というふうな位置づけにされて、教職員さんの休日は、今言われたように、夏休みの長期休暇

の中でとか、そういうふうな中で消化されていくのがやはり子どもたちの安全につながっていくんじゃないかなという気がするんですけど、いかがですかね。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えを申し上げたいと思います。

これまではどちらかという土曜、父親の日とか設けて、土曜日にしたら、その週に振りかえをいたします。月曜日にしたら、次の週に振りかえをするわけですね、労基法上。ところが、今度、法規の改正がっておりますので、16週間内に振りかえをすることができるようになってきましたので、法制度が変わりましたので、それは例えば、夏休み中に1日ぐらいというのは可能かと思えます。ですから、日曜参観あたりは頻繁にやっているわけじゃないわけですので、そういったのは今後検討する余地の中に入れていくというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

教育長は頻繁にあっているわけではないというふうにおっしゃいますけど、2カ月に一遍あるんですよ。2カ月に一遍。やっぱり保護者にしては自分の我が子のことですので、それは本当は月に1度でも自分の子どもがどういう学校生活をしているのかということで見ると義務もあるだろうとは思いますが、今の生活状況、若い人たちの生活状況の中で平日1日休むということ、かなり厳しいんですよ。ですから、土曜日であろうが、日曜日であろうが、やはりいろんな職種帯がいらっっしゃいますけれども、2カ月に一遍というのは、私、何人かの保護者の方に聞いても、多過ぎるというふうなことを言われる保護者の方も半分以上いらっっしゃるんですよ。ですから、教育長あたりとかそういうふうな方々は2カ月に一遍だからそう大したことないんじゃないかというふうなお考えがあられる方と、やはり夫婦共稼ぎの中で日曜日でも出るような勤務を持っていらっっしゃる方にしたら、2カ月に一遍の授業参観というのはかなり苦痛なんですよ。ですから、そのあたりも十分今後御配慮いただいて、授業参観についてもそういうふうな考えの中でやっていただきたいと思えます。

土曜開校と土曜の授業参観、若干似たようなところもございまして、うまく活用されて、16週というふうなことを今教育長がおっしゃいましたので、そういう中で振りかえ休日関係、なるべく少ない形の中でやっていただければなと思います。

これ、土曜開校することによって、地域行事とか、あるいは部活とか、社会教育関係ともかなり絡んできて、もうなかなか難しいところもあるんですよ、嬉野市の今の中ではもう

2学期制がなじんでしまっていますから。ですから、なかなか2学期制の中に土曜開校を持ってきたらどうなのかなというふうなところもあるんですけどね。ただ、そういう中であってもやはり制度、あるいは授業日数の変化ということによって、2学期制の中で土曜開校を入れ込むとかというふうな臨機応変な授業体系というものは今後つくっていただきたいというふうに要望しておきます。

時間的には大体（発言する者あり）はい、どうぞ。

○議長（太田重喜君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今の授業参観が2カ月に1回というのは、片や、月に1回ずつせろという御父兄もいらっしやいます、実は。多いんだと、現在は。昔は学期ごとに1回ぐらいしかあっていないと。だから、もっとふやせという意見もございます。そういう中で今各学校苦慮の状態で二月に1回ぐらい行っているわけですので、そこら辺をどっちにしたほうがいいのかですね。各学校のPTA関係の皆さん方と協議をしながら、最終的にはそこら辺は学校経営の中で学校長の判断で決めるべきものでございますので、そういったのを一つの御意見としてお聞きしながら決めさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

その案件の中身等についてもいろいろあるかと思います。その点は十分御配慮いただいて、今後も進めていただきたいと思います。

とりあえず私の一般質問、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（太田重喜君）

これで神近勝彦議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後3時45分 散会